

昭和四十年一月

文化財調査報告第十四集

# 明後沢古瓦出土遺跡

前沢町古城所在古代城柵跡

岩手県教育委員会

# 明後沢古瓦出土遺跡

—前沢町古城所在古代城柵跡—

司 田 伊 板  
東 中 橋  
東 喜 信  
真 多  
雄 美 雄 源

## 序

明後沢遺跡は、胆沢郡前沢町古城に所在し古くから古瓦のおびただしく出土する遺跡として注目されていたところであります。

昭和三十四年道路改修等の工事が施行されるのにあたり第一次発掘調査を行ない、その結果、この遺跡は窯跡でもなく、古代寺院跡でもなく、古代城槽に關係ある建物跡らしいことが考えられるにいたりました。

この想定にもとづき、当教育委員会は前沢町教育委員会と協力して、昭和三十九年七月二日より同十六日までの十五日間第二次発掘調査を実施しました。

調査は本県文化財専門委員板橋源、伊東信雄、田中喜多美、司東貞雄の四氏をわざらわし、雨天の中を進められたが、南を正面とし東西七間、南北四間の建物跡を発見し、從来幻の城とされていた覺羅城跡ではないかと推定され、本県開拓史上貴重な成果をおさめました。

本報告にあたり前記調査員諸氏、地元前沢町当局その他本調査に御協力賜った多くの方々に対し深甚の謝意を表する次第です。

なお、本報告のため御多忙のところ執筆の労をとられた板橋源、伊東信雄両氏に対し重ねて厚く御礼申し上げます。

昭和四十年一月

岩手県教育委員会教育長 工 藤 嶽

# 目 次

第一章 遺跡の位置	一
第二章 遺跡に関する従来の諸説	三
一 古代寺院跡説	三
二 古代城柵跡説	三
三 古代城柵・古代寺院併存説	三
第三章 調査の経過	四
第四章 調査の成果	八
第一節 遺跡	一四
一 発掘調査の順序と遺構の概況	一四
A 第一次調査	一四
B 第二次調査	一四
二 遺構各説	一四
A 建物跡	一五
B しがらみ垣列跡	一五
C 竪穴住居址	一六
D 土師・須恵器跡	一七
第二節 出土品	一七
一 出土土器	一七
(1) 土師器	一七



# 図版・挿図目次

## 図版

- 図版第一一 明後沢附近五万分地形図  
図版第一二 明後沢台地略図  
図版第一三 第一次発掘遺跡地六〇〇分測図  
図版第一四 第二次発掘五〇〇分測図  
図版第一五 出土土師器測図  
図版第一六 出土土師器・鉄片測図  
図版第一七 出土須恵器測図  
図版第一八 重弁蓮花文鏡瓦  
図版第一九 重弁蓮花文鏡瓦  
図版第二〇 重弁蓮花文鏡瓦（故小田島禄郎氏収集品）  
図版第二一 素弁蓮花文鏡瓦  
図版第二二 連珠文字瓦第一類  
図版第二三 連珠文字瓦第二類  
図版第二四 鬼板

## 挿図

- 第1図 鏡瓦の型式  
第2図 各地出土の重弁蓮花文鏡瓦  
第3図 字瓦の型式  
第4図 鬼板復原図  
第5図 各地出土の連珠文字瓦

図版第一五 鬼板（故小田島禄郎氏収集品）  
図版第一六 平瓦

図版第一七 第一次のA地域伐倒作業（写真）  
図版第一八 A地域北側の濠跡（写真）

図版第一九 A地域南半部の全面発掘状況A（写真）  
図版第二〇 A地域南半部の全面発掘状況B（写真）  
図版第二一 A地域南半部の全面発掘状況C（写真）  
図版第二二 壁掘り発掘の状況（写真）

# 第一章 遺跡の位置

岩手県胆沢郡前沢町古城の字明後沢は古瓦をおびただしく出土するので、かなりはやくから土地の人々の注目するところとなっていた。昭和年代に入つてから県下郷土史家の関心をよぶようになり、遺跡の性格についても古代寺院跡説古代城柵跡説等がおこり、もつて今日にいたつた（第二章参照）。

古瓦のおびただしく出土する明後沢は水沢市の市街部と前沢町とを結ぶ国道第四号線のほぼ中央の西側の台地上にある。

この台地は、胆沢川（北）と衣川（南）が北上川に合流する両川の間に展開しているいわゆる胆沢台地とよばれるものの東縁をなす一部である。胆沢台地は西から東流する細流によって浸食をうけ、いくつかの台地に分離されて、各々の東辺は急渓をなし北上川平野にのそんでいる。明後沢台地は北辺を松ノ木沢川註1によって限られ、南辺は明後沢川註2によつて限られ、舌状に西から東方にのびている。東辺は急傾斜をなし涇下を国道四号線が通つてゐる。西方は、ほぼ南北方向をなす狭長な小沢（この附近を字前堀といふ）をへだてて台地つづきをなしてゐる（図版第一・第二）。五万分地形図に明らかなるように、台地の東縁はかなり急峻な斜面をなし、台地の直下を通つている国道路面からみると、台地の比高は約三十一メートルである。

明後沢台地の東端近くには古城中学校が昭和二十四年五月十六日に落成設置されたほかは、大部分が昭和に開拓され美田註3となつてゐるが、一部には畠地と林野が未だ残存してゐる。

古瓦のおびただしく出土する地域は雜種林野であつて、その下地の大部分は身長を越える笹竹が密生し見透しがまつ

たくきかなかつた。下地の一部には草が叢生していた。第二次調査の場合(第三章参照)には杉苗植林地になつていて、古瓦の出土する地盤全体をここに正確にいうことはできかねるのであるが、土地の人々の語るところによれば、現在知られている古瓦出土地域は概略図版第三の範囲内のごとくであつて、大部分は民有地であり、一部分が小山部落共有地となつていて、表示すれば次のとくで、調査もこの地域を対象として実施したのであつた。

字	名	地	番	地	日	地	積	所	有	者	名
越	武	六	"	七ノロ	原	山	"	一三一七步	小	寺	正治
明	後	沢	八六	"	野	林	"	一五一〇步	山	共	有
				五八二二步	千	岩	九	四二三歩	農	作	
				九〇八一歩	萬	酒	屋	五八二二歩	男	治	
計											

しかし古瓦は前記の地域にだけ出土するのではなくて、明後沢台地上にかなり広汎にわたってかつては発見されたのであつた。明後沢台地の水田化が完成したのは昭和十四年五月であったが(註3参照)、その以前に現地を踏査した小田島禄郎氏は「丘上南北六七町、東西六町の間に一面に古瓦の散布している事実」(本稿四頁)を書き残しているし、今次第二次調査の際、可東調査員は明後沢台地東北隅にある悪野社付近においても(図版第二)、古瓦の出土することを確認している。古瓦の出土するこのような広い遺跡は、寺院跡とみなすのには、あまりにも広大すぎるのである。

## 第二章 遺跡に関する從來の諸説

この遺跡に関しては第一章で触れておいたように古代寺院跡説や古代城柵跡説などの所説があつて対立したまま今日にいたつてゐる。やや詳しく紹介してみよう。

### 一 古代寺院跡説

この説は、故菅野義之助氏が昭和四年九月二十三日に遺跡を踏査し「地下五寸から一尺の間に平瓦・瓦・唐草瓦（板橋註、ここに瓦といふのは鈎瓦、唐草瓦といふのは字瓦のことである）など原形明かな平安朝初期の土器が埋在してゐた。年代は何れも一千年前のもの、散布の状態から推測すると高台には一千年前、八間に十三間の寺院が建立され、附近一帯は日本民族東方進出の殖民地になつてゐた」というのである。

これは岩手日報昭和四年九月二十六日の新聞記事であつて、菅野氏自身の筆になる論文とか報告書でないから、もとより正確に菅野氏の真意を伝えているのかどうか多少の疑点はまぬがれないものであるが（例えは、八間に十二間という規模は柱間の間数なのか、それとも何間何尺という意味の実尺なのか明確でない点など）、古代寺院跡説を提唱されたことだけは信じてよいであろう。

### 二 古代城柵跡説

前説に反して古代城柵跡説は故小田島禄郎氏の提唱するところであつて「先史時代より藤末に至る文化流入の経路と普及状態」（南部史談会誌第十六号昭和十年五月一日刊）という論文がそれである。この論文掲載の雑誌は今日なかなか見ることが困難となつてゐるので、そのうちところを次に引用することにする。この遺跡は「北には大松沢（板橋註

松ノ木沢の誤記か記憶違いであろう)の大平谷を控へ南には明後沢の深谷が穿たれ、段丘上は西方小山村(板橋註、現在「<sup>ムカシ</sup>」)に連なる大平原地で、今一面の耕地となつてゐますが、国道に接した段丘東縁から西方六七町の地点に前廻の字名が残つて居り、小水田の連つてゐるところなどから推考すると、城郭のあつたことを想像せざるには居られぬのでありますが、この地点は胆沢両郡(板橋註、胆沢郡と江原郡)を展望するに最も好適な位置を占めてゐるので、一層其感を深くするものがあります。更に之の丘上南北六七町、東西六町の間に一面に古瓦の散布している事實から推測すると、一大城郭の址と見做して差支ないものであります。そして古瓦の様式と位置が胆沢城より教里(板橋註、水沢市佐倉河にある胆沢城跡からみると約三里弱)の南方にあることから見て、決して胆沢築城後のもので無からうことは想像せらるるもので、本県開発史上極めて重要な位置を占むべきものと思はれます。

このように、遺跡の立地条件を多角的に検討し、かつ出土瓦の模式や出土分布状況からみて古城城柵説を提唱したのであった。

### 三 古代城柵・古代寺院併存説

後章において述べるように、まことに特色のある貴重な古瓦をおびただしく出土するこの遺跡は、安永の風土記御用書<sup>註4</sup>にもみえず、また伊達藩儒者田辺希文の「奥羽視蹟聞老志」や佐久間義和(洞巖)の「封内風土記」にもみえず、くだつて明治・大正年代の諸書にもみえないところをみると、この遺跡が学界の注目をひくようになつたのは昭和になつてからであるといつても過言ではないである。

とはいものの、特色ある古瓦をおびただしく出土するこの遺跡附近の地域が、はやくから土地の人々の関心をよばねはずはない。元古城公民館長菅原正氏の筆写したものの中に「明治九丙子年六月、乙拾大区胆沢郡三小区古城村、

元小山村妙法山麓隱者、岩淵寿三斎、當六十九歲ト九ヶ月」という識語のある記録が収められている。これによれば、土地の人々はこの遺跡附近の地域に早くから注目していたことが知られるのである。ただ伝承は明確な形をとつていなかつたので、伊達藩の学者たちの著書に記載されなかつたまでのことであつた。これから、當時六十九歳の老翁が明治九年に書きとめておいた筆録の大要を紹介してみよう。

延暦二十一年、坂上田村麻呂が築いた城は「元小山村明後沢南岸ヨリ引続キ、其又南者元中畠村馬口沢（板橋註、ハクチサワ）とよんで、明後沢川のすぐ南にある台地の南邊をなしている沢名である）北岸ニ連リタル」台地上にあつた「大城」であつた。「情（考へてみると）此大城全盛ノ昔ハ、往還者過西方ニテ、矢張、外城モ西構本丸ノ内堀迄大凡五百余間ヲ隔テ其ノ間ニ七重ノ堀形唯ニ顯然ト雖モ、何レモ柄卯（板橋註、カラホリの意味か）其ノ間々ニハ田畠或ハ秣場トナレリ」（板橋註、大城遺跡の記載はどうも文意が明確にとりがたい）。この大城跡のある台地のすぐ北に明後沢川をへだてて明後沢古瓦出土遺跡がある。「元小山村ノ内ニ今、明後沢ト云ル字有リ、此所、肥沢古城真北ノ沢ナリ、此沢ノ内ニ街道ヨリ西方四丁程隔テ弥陀堂旧跡有リ（板橋註、街道というのは今の国道のこと。弥陀堂旧跡がある「此沢ノ内」というのは、明後沢台地が明後沢川に臨む南斜面に近く、というほどの意味である）。元誰人ノ勧請ト云フコト不詳ト雖モ、是モ田村麻呂ノ勧請ノ由カ、此城ニ後年安部高光ト云ル人、城主タルト云ルコト聞ケリ、此ノ人ノ勧請カ不詳（なれども）其本尊者、弥陀・觀音・勢至ノ三尊ヲ安置ス、然ルニ此ノ城が焼廃ノ烈、或ハ国乱ノ何方ニ移転又ハ大集レシヤ（板橋註、この辺の文意も明らかでない）、今其ノ三尊無之、其後星移リ頃去正徳・享保庚辰モ候ハ、其明後沢辺ノ農安郡長兵衛ト云ル小民志願ノ為ニ自分ノ屋敷ノ南ニ小堂建立シテ正觀音ト仏号ヲ改ム、是弥陀觀音同一体成謂ヲ以テノコト成ルベケンヤ」。「僧亦右山堂ノ跡ニ礎石而モ土中ニ埋レ有リシフ、明和年中之頃、

元小山村曹洞宗大林寺十一世専淳ト云ル僧庫建立ノ刻、其ノ甕石ヲ人夫ヲ以テ持運、厨ヤ庫屋ノ甕ニ致セシ事、古人文言シヲ慥ニ聞ク詳也、故ニ旧跡ニハ甕石抜取シ跡ニ而所々小柴小壹トノ中ニ分明也」。

文意がよく理解しがたい点がある記録を長文にわたって引用したが、要するに古代城樹跡説と寺院跡説とを併説したものである。記録のうちに、今日からみると首肯しがたいこともみえていて、當時の所説としては止むをえなかつた次第であろう。胆沢城跡を明後沢台地の南にある南北野台地とすることなどがその例である。しかし、明後沢台地にはいつの頃か、この点が明確でないのは、はなはだ残念たえないものであるが、堂宇のあつたということだけは信じよい。土地の故老も、そのように語り伝えているし、安永の旧小山村風上記御用書出写にも

「一仏閣 壁ツ

一觀音堂 御村繪図ニハ阿弥陀堂ト有

一小勅名 明後沢

誰勅請ト中義井ニ年月共相知不申候事

一境 内 南北五間 東西（註、間数の記載なし、ただし阿曾沼氏所藏写本によれば「五間」とある）  
一堂 長向九尺四面

名号觀音、木像座像、御長三寸、但作者相知不申候事

一地  
一鳥  
一長  
一居  
一床  
主

明後沢良兵衛

一別 当 右長兵衛

一祭 日 三月十七日」

とみえている。また「胆沢郡誌」にも「古城村古館址、字中畠にあるもの覚齋城（原註、昔大伴駿河麻呂の築きしものか）の跡なりと称せらる。其北隅に觀音堂あり。当時の守護神なりと。往時は其堂の屋根布目瓦にて葺きたりしとか今も其瓦の破片土中より掘り出さる事あり」と記してある。<sup>註8</sup> これも古代城柵・寺院併存説である。ただ岩淵寿三斎の記録と異つてることは、古代城柵を田村麻呂造営の胆沢城とせずに大伴駿河麻呂が築城したらしい覚齋城とみなしている点である。

そこで、発掘調査は次のような点を考慮して実施することになった。古瓦をおびただしく出土するからには、この遺跡は瓦窯址ではないか。それとも菅野氏のいうごとく古代寺院跡なのか。あるいは土地の伝承や小田島氏のいうように古代城柵跡か。

### 第三章 調査の経過

第二章において既述しておいたように、この遺跡はおびただしい古瓦を出土するというので、昭和年代にはいつてから県下郷土史家の注目するところとなっていた。戦後、三十二年四月二十三日のことであるが、田中・板橋は県教育庁社会教育課小形信夫主事と共に現地を巡査したときには、遺跡を通過していた細い山径が改修され、幅員四メートル内外のみごとな道路になっていた。安永年間の風土記御用書出にみえてる觀音堂跡は、所有関係では共有地となっていたせいもあってのことか、道路改修用材料として相当量の土が掘り崩されて、土肌がなまなましく露出し、瓦片がその周辺一帯に散乱放置されていた。

そこで発掘調査は次の如き要項により、昭和二十四年と同二十九年度との二回にわたって前後一十三日間実施されたのであった。

#### (1) 発掘調査の主旨

明後沢の調査予定地は古瓦が出土するので県下でも著名な遺跡である。しかし、その性格については古代寺院跡、あるいは古代城柵跡などといわれ、ついにその決着をみずに現在にいたっている。近年道路改修工事等により遺跡はかなり変貌され、保全上遺憾な状態になったので、この遺跡の性格を究明し保存をはかるとするものである。

#### (2) 発掘調査の主体

岩手県教育委員会（代表者昭和三十四年次赤堀正雄教育長、昭和三十九年次工藤巖教育長）前沢町教育委員会（代表者水井勝一教育長）

(二)

発掘調査の場所

岩手県胆沢郡前沢町古城（地番・地目の詳細については第一章末尾参照）

四 発掘調査の期日

○第一次

昭和三十四年十月二十六日より同十一月一日までの八日間

○第二次

昭和三十九年七月二日より同十六日までの十五日間

(五) 発掘担当者

○第一次

県文化財専門委員・県史編纂主任

同上・岩手大学教授

協力者

古城公民館長

同主事

前沢町教育委員会総務主任

社会教育主事

木千小菅板田

野

橋中

村田寺原

喜多

順松孝

源美

一郎夫正

補助員

第三章 調査の經過

岩手大学板橋研究室文部技官

学生

同 同 同 同 同 同 同 同 同

○第二次

県文化財専門委員・県史編纂主任

同 上  
・東北大学教授

同 上  
・岩手大学教授

同 上  
・岩手大学教授

協力者

地主代表

前沢町教育委員会社会教育主事

前沢公民館長

古城公民館長

補助員

宍高木阿  
板司伊田  
板藤立豐近佐  
々  
戸橋村部  
橋東東中  
橋田花藤木  
忠卯順亮  
眞信喜  
多  
雄平一二  
源雄美  
子司勝三光康

岩手大学板橋研究室文部技官

東北大学大学院学生（考古学）

岩手大学板橋研究室所属学生

同

同

同

同

同

同

第一次・第二次の調査期間中、前沢町長菊池陽一、古城農協組合長菅原栄治、同参事小野寺謙、古城小学校長鈴木丈

夫の各位からは多大の援助をうけたし、阿部亮一・同利和（以上第一次）・小野寺清五郎（第二次）の諸氏には宿泊で御芳情をいただいた。古城中学生（佐藤信一・高橋儀八両教諭引率）多数の応援、古城婦人会の慰問などに対しても深く感謝する次第である。

佐々木

藤田

高木

早山

工田

熊木

谷川

山村

久村

河口

幸邦

了了

嘉光

雅治

博樹

昭康

久治

紀夫

武治

第 2 次 咨 和 39 年 度

		年 次										第 1 次 昭和 34 年 度													
		月 日		10/26		" 27		" 28		" 29		" 30		" 31		11/1		" 2		7/2		" 3			
		氏 天		名 気		晴		細く も雨り		雨		く も出 り		く も出 り		晴		く も出 り		雨風		く も雨		く も雨 もり	
山		田 中 喜多美	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/			
		伊 東 信 雄	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
		司 東 真 雄	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○					
		板 橋 源	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		佐々木 博 康	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		工 藤 雅 树	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
役		近 藤 宗 光	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/			
		豊 口 栄 三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/			
		立 花 敏 勝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/			
		廉 田 秀 司	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/			
		板 橋 溫 子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/			
		田 口 光 昭	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○					
		高 村 嘉 夫	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○					
		山 口 了 紀	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
		木 村 幸 治	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
		早 川 邦 武	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○					
		熊 谷 久	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			

## 第四章 調査の成果

### 第一節 遺跡

#### 一 発掘の順序と遺構の概況

##### A 第一次調査（図版第三）

古瓦の出土と從来の所説から遺跡は瓦窯址、古代寺院跡、古代城柵跡の三者にしばられたものの、いずれとも予測することもできず、また小範囲の発掘では、その性格を明らかにすることは不可能のように思えたので、第一次の調査においては古瓦の特におびただしく出土する地域に重点をおいて、できるだけ広範囲にわたるようトレンチを入れることにした。

それで図版第三に示したようにA・B・C・D・Eの五つの地域にトレンチを設けた。これらの地域には笹竹や葦が密生していたので作業は困難をきわめた。B・C・D・Eの四地域からは知見をえられなかつたが、A地域のトレンチから調査終了二日前になつて黄褐色粘土にくいこんでいる黒褐色の柱脚の痕跡を発見した。本県における今日までの知見からすれば、この遺跡は瓦窯址でもないし、寺院跡でもなくて、古代城柵に關係ある建物跡らしいということが考えられるにいたつた。

##### B 第二次調査（図版第四）

第一次調査の結果、建物跡らしい遺構が図版第三のA地域にわたつて存在することが予測されたので、第二次調査で

はA 地域の南部を全面的に探索した。その結果を示したのが図版第四である。図版第四のベンチ・マーク5を図版第三のベンチ・マーク5と照合されれば、図版第三上における図版第四の位置を知っていただけである。その結果、検出された建物跡の柱脚痕跡は層位的時期差を確認できない同一面において何重にも重複しているので、その建物の前後関係は不明ではあるが何回かに分れて造営されたものであろうと考えられた。しかし、そのすべてを発掘することは時間的にもゆるされなかつたので、全面発掘した地域内において、一番明確な建物跡の柱脚痕跡から確認した柱筋を基準にして算定し以下壹括りでその柱脚痕跡を追跡する方法をとつた。樹木や湧水によって作業が妨げられ、未詳な個所もあつたが、ともかくも建物跡の規模を確認し、さらに堅穴住居址三、しがらみ埴跡一を発見することができた。

なおこれらの遺構を通じて、その廃絶の原因が火災であつたような形跡はみあたらなかつた。

## 二 遺 構 各 説

### A 建 物 痕

発見された遺構の主体をなすものは建物跡で、それは重複している。そのうち比較的明瞭に発掘された一棟についてみると、現地表より四〇—五〇センチ下の黄褐色粘土にくいこんでいる柱脚痕跡はすべて礫石・礫盤を用いない掘立式乃至は打込式のもので、平面形はほぼ円形である。また当然存置すべき位置に柱脚痕跡を検出できなかつたのは、これら柱脚痕跡が浅く、旧地表面がすでにかなり削平されているため消滅したからであろう。建物の方位は九度三〇分ほど西にふれおり、その平面形は東西七間（実尺約十尺間）、南北四間（実尺約十一尺間）であるから南を正面とした平入の建物であろう。建物の規模、瓦類の出土からみて屋根には瓦を使用した時期があつたと考へてよいであろう。

建物の柱脚痕跡の詳細については次掲表のことくである。

北											
木根のた め未発掘	20×20×?	溝のため 痕跡不明	10×10×?	22×22×11	15×15×23	湧水と住居 址のため痕 跡不明	湧水のため 形狀未詳				
24×24×42 円・打	17×17×22 円・打	痕跡なし	15×15×11	35×35×20	湧水のため 円・打	湧水と住居 址のため痕 跡不明	湧水のため 形狀未詳				
50×50×38 円・打	溝のため 痕跡不明	痕跡なし	25×25×12	湧水のため 円・打	湧水のため 形狀未詳	痕跡なし					
14×14×14 円・打	10×10×?	25×25×19 円・打	痕跡なし	痕跡なし	痕跡なし	痕跡なし	痕跡なし	湧水のため 痕跡不明			
15×15×? 円・打	9×9×? 円・打	40×40×40 円・掘	木根のため 痕跡不明	45×45×26 円・掘	65×65×83 円・掘	痕跡なし		15×15×37 円・打			

## 備考

1) 数値は柱脚痕跡の、東西径×南北径×深さ(cm)を表す。

2) 円はその平面形が円形なることを示す。

3) 打は打込式、掘は掘立式の柱脚痕跡を示す。

## B しがらみ垣列跡

建物跡の一メートル南方に東西に長く走る柱脚痕跡がある。径一五センチの丸い打込式のもので、東西の限界は未確認ではあるが一一メートル程存続していることが認められた。その一メートル南は四メートル幅の道路の北へりで、道路の南側は二三メートルほどの岸となっている。こういった地形と打込柱脚痕跡の配列は、時代は遡るが安倍氏時代の柵跡とみられる紫波郡紫波町の善知鳥館の外柵列のさらに外側で発見された垣(しがらみ)跡と酷似している。

このしがらみ垣列跡は出土遺物からみれば建物跡とほぼ同時代のものと考えられる。

## C 壁穴住居址

前に述べたように建物跡の追跡中に、この地域から壁穴住居址が三つ発見された。うち二つの平面形は一辺三メートル五〇センチの隅九方形であるので、他の一つも同様に考えてよいであろう。平面形の分る二つ

のうち南側にあるものについては北壁よりにカマドの石組の跡と、中央部からロクロの痕跡のある灰系の土師器の破片が、若干の瓦とともに散乱した状態で発見された。堅穴上面の出土品は前記の土師器・瓦だけ須恵器その他は発見されなかつた。北側の堅穴住居址の出土品も南側のそれとほぼ同様であつた。これらの堅穴住居址を全掘精査する時間的余裕はなかつたので明確にはいえないが出土品からみれば建物跡より一時期古い時代のものであろうと考えられる。

#### D 土師・須恵器跡

國版第三においてベンチ・マークより四方道路沿い約一四〇メートルの道路の南側において窓跡の一部が破壊され残つてゐた。道路改修工事の際この部分の土をとり崩して撤出し道路路盤固めに充当したので、大部分が崩壊し、底部のごく一部(焼成口近くの一部か)だけが残つてゐるのである。ここには土師器と須恵器の破片が散布していたが、瓦片はなかつた。この場所は字前堀で、小川に臨む斜面(西向き)である。この斜面には、ここ一カ所だけで他には窓跡は発見されなかつた。

### 第二節 出 土 品

#### 一 出 土 土 器

土器は第一次・第二次調査時の出土で、別表のことく土師杯の小破片がその殆どである。瓦と同様表土から黄褐色粘土までの間に出土した。

##### (1) 土師器(國版第五・第六)

その殆どは細小の破片である。そのうちいくぶんでも器形の分るものについてのべると、杯I・杯II・杯III・杯

## W・壺の器形がある。

## A 壺I（図版第五I）

口径一一センチ六ミリ、高さ三センチ五ミリ、底径六センチ、体部厚さ四ミリ、口縁部にかけてのカーブは僅かに内窵しながら外傾し、口縁部にいたって軽く外反している。ロクロ使用の痕跡をとどめ、底部には糸切痕が存する。器体は若干の起伏やゆがみもみえている。ややさらついた感じの胎上で、色調は土師特有の淡い橙褐色をおびている。硬さは稍軟かい（註、爪で傷つく程度）。第二次調査時出土。

## B 壺II（図版第五II）

推定口径一二センチ、高さ二センチ二ミリ、壺Iに比してやや薄下で、平べつしたい感じである。底部から口縁部にかけてのカーブは内窵を伴うがほぼ直線的に外傾している。ロクロ地、糸切痕がある。さらついた感じの胎土で、色調は黄褐色、内外面に風色の斑文があり、内面には煤の附着がみられる。硬さは堅い（註、一〇円銅貨で無傷、釘で傷つく程度）が比較的もうろい。第二次調査時出土。

## C 壺III（図版第五III）

底径五センチ弱、底部のみで上半部は欠除のため不明である。ロクロ地ではあるが体下部によこなでの痕跡があり、糸切である。壺I・IIより底部は厚い。内外面とも黒褐色の粗製で、煤の附着がいちぢるしい。硬さは堅い（註、爪で無傷、一〇円銅貨で傷つく程度）。第二次調査時出土。

## D 壺IV（図版第六ドイ・ロ・ハ）

壺の底部に厚手の外反した台部のつくるもので、壺部が欠損しているし、また台部も完形に近いものは少ない。

うちいくぶんでも明らかなものについて記すと、台径九センチ四ミリ、台高一センチ六ミリと大型で直線的に外傾し、台部の端は丸味をもつたもの（Ⅳ・イ）、台径八センチ二ミリ、台高一センチ七ミリで外反し、台部の端は角ばっているもの（Ⅳ・ロ）、台径五センチ四ミリ、台高七ミリ、外側は垂直で、内側は傾斜し、鈍角三角形の端をもつもの（Ⅳ・ハ）など様々であるが、いずれも坏部と台部は別々につくり、のちこれを接合して、かるくクロクロで成形するという技法をとっている。器体をみた感じでは坏一にも似たものが多かつた。第二次調査時出土。

E 塼（図版第六一）

口径一三センチ四ミリ、高さ五センチ五ミリ、底径五センチ四ミリ、体部厚さ三ミリ強、口縁・底部を含む外形の三分の一程度を遺存するので、おうよそは推定できる。底部から口縁部にかけてのカーブは内湾しながら外傾している。ロクロの痕跡は認められるが、底部の所謂切はなし技法は不明。ややざらついた感じの胎土で、色調は暗褐色。硬さは稍軟かい。第一次調査時出土。

F そ の 他

大形容器の胴体部の小破片である。いざれも外面たてのヘラ削り仕上げ、内面よこなでの技法をもつた厚さ一センチ前後のものである。表面はかなりあれており、暗棕褐色を呈している。第二次調査時出土。

(2) 須 惠 器（図版第七イ・ロ・ハ・ニ）

すべて大形容器の小破片である。口縁部一と胴体部一〇であるが、施文技法の明瞭な胴体部の四についてのべる  
と、内外面に重複平行条痕印文を有するもの二、うち一は印文が粗大、厚さ一センチ三ミリ（イ）、他是印文が細

小で厚さ七ミリ(ロ)、外面のみ重ね平行条痕印文があり内面無文(ハ)、外面横目状のひつかき目と内面にて(ニ)とである。色は黒味がかった青色。硬さは弱で双方とも傷つく程度。第一次・第二次調査時出土。

## 二 鉄製品(國版第六頁)

残存部の長さ五センチ四ミリ、両端は発掘時にすでに欠損していた。断面からみると一辺六ミリの方形の鉄釘残片である。銹化が著しい。第二次調査時出土。

## 三 瓦類

木年度の発掘においても瓦の出土は相当あつたが、小さな破片が多いので、昭和三十四年度の発掘調査の際の出土品などによつて記述する。

明後沢遺跡から出土している瓦の種類は、筋瓦、字瓦、鬼板、平瓦、丸瓦などで、鷹尾瓦、熨斗瓦、面戸瓦、文字瓦の類はまだ発見されていない。

### (1) 瓦

A 重井蓮花文瓦(國版第八一一〇。第1圖上)

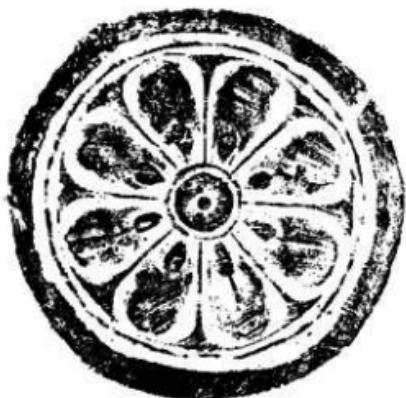
須恵器		その他の土器		瓦		類		その他	
ロクロ	ロクロ無	羅	不	平	九	鬼	不	鐵	石
大形	形容器	被	研	破	軒	製	品	材	
破	破	土器	片	片	瓦	男	5		
片・体	片・口	器	片	片					
部	縁部								
				274	3	105	3		
1	1	6	7	338	31	286	21	50	1
1	1	10	7	612	34	391	24	55	1

種類	土器						器			不
	口	タ	端	口	底	部	口	無	大形容器	
細目	端	破片	不	台付(台部のみ)	明	破	片・底	部	明	
第1次出土数量	7	7	10		1					
第2次出土数量	1	162	135	198	7	11	3	7	1	3
合計	1	169	142	208	7	11	1	3	7	3

径一六・四センチ。先端ふくよかな丸味を帯びて隆起している連弁八葉からなる径一二・五センチの蓮花文を内区においている。各連弁の基部には長さ一・七センチの小弁が重つていて重弁蓮花文となつていて、中房は径三・三センチの二段の円をなして突出し、中心に径二ミリの蓮子一個を置いている。この蓮子は磨滅して見えないものが多い。周縁は無文で、幅一・三センチある。連花文と周縁との間に一条の細い隆起線がめぐらされている。この種の錠瓦は本年度の発掘では板片が一二個発見された。(図版第九の下の写真はその中の七個である)

これと同じものが脇沢城跡<sup>註9</sup>および北上市稻瀬町瀬谷地の法印山瓦窯址<sup>註10</sup>からも発見されている。重弁蓮花文錠瓦は多賀城跡(第2図左)陸奥国分寺跡(第2図中)、同尼寺跡からも出土しており、陸奥國の官用の錠瓦の正系と見られるものであるが、多賀城の重弁蓮花文錠瓦は径二一センチ、陸奥国分寺、同尼寺の錠瓦は一九一・二〇センチで、いずれも明後沢のものよりも大きい。かつ中房

第1図 鎧瓦の型式

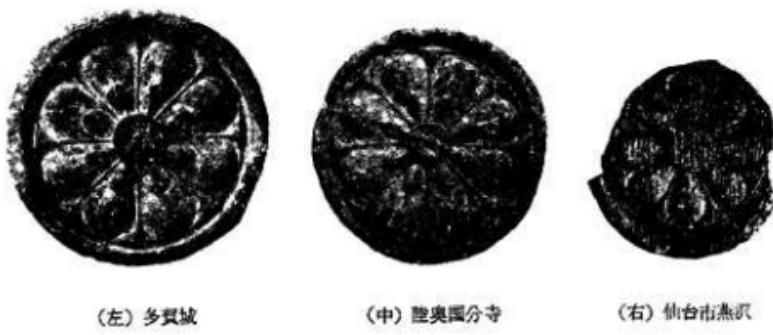


0 5 10cm

上 直卉蓮花文鎧瓦  
下 素卉蓮花文鎧瓦

第2図

各地出土の重弁蓮花文鏡瓦



(左) 多賀城

(中) 陸奥国分寺

(右) 仙台市燕沢

の蓮子の数も明後沢のものが一個であるのに対しで多賀城・国分寺のものは五個あって、その間にひらきがある。明後沢出土のものにもっとも近いのは仙台市燕沢出土の重弁蓮花文鏡瓦（第2図右）である。これは径一八・五センチで、多賀城や陸奥国分寺のものよりも小さいが、明後沢のものよりは二センチ大きいだけで、非常によく似ている。中房が一段になつている点も、明後沢のものと同じである。蓮花文と周縁の間の隆起線がない点が大きなちがいである。中房の上はすれているので、蓮子の有無はつきりしないが、あつたとしても一個であろう。

## B 素弁蓮花文鏡瓦（図版第一・第1図下）

われわれの発掘によつては破片が出たのみであるが、二戸郡淨法寺町小田島勝郎氏所有の先代故小田島勝郎氏の収集品（図版第一一下）中にはほぼ完形に近いものがあつて、それによつて全形を察することが出来る。

径一四・四センチ。周縁内部を中央において交叉する四本の沈線によつて八等分して、八葉の蓮花文をあらわしたもので、中房、小舟、間線などを欠いている。蓮弁はふくらみを有し、その背に一本のかすかな隆線がある。周縁は無文であるが、その内縁は円をなさず、蓮弁の先端にしたがつて、八花状にくぼんでいる。瓦当部の厚さは中央で約一・二センチでかなりに薄い。瓦当部の裏面は縁が高く、三・二センチある。このように瓦当面の裏が浅い筒状に突出している笠瓦は福島市腰浜廃寺、福岡県塔原廃寺などにも見られる。数は重弁蓮花文鑑瓦に比べて少く、本年度の発掘では二個出土しただけである（図版第一一上）。三十四年の発掘でも一個出ている。

## (2) 字 瓦

A 連珠文字瓦第一類（図版第一二・第三図上）上弦幅一五センチ、下弦幅二七・八センチ。弧深一〇センチ。瓦当正面に型押による九個の珠文を並べたものである。珠文と珠文の上下には向いあつた二個の三角形がのこされている。内区の周縁は界線で開まれているが、右か、左か一方の端では界線は見られず、珠文のものはどのものが見られる。これによつて考へるとこの字瓦は一〇個の珠文をもつた型によつて作製されたものと思われる。

頭は剣頭で、窓目が縦の方向に附けられており、これに一重もしくは二重の波文が描かれている。頭は段をなして平瓦部に接続している。

これと同じ文様の字瓦は多賀城・陸奥国分寺・胆沢城などからも発見されている。（第5図）

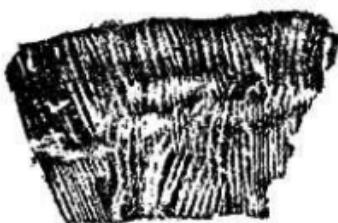
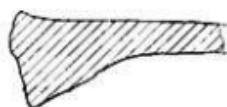
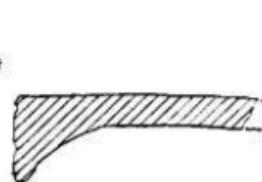
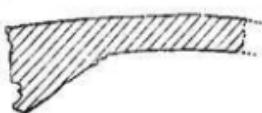
B 連珠文字瓦第二類（図版第一三左・第三図中）上弦幅二〇・五センチ、下弦幅二三・五センチ、弧深九・五センチ、瓦当正面に九個の珠文が並んでいるのは第一類に同じであるが、珠文は型押によらず、沈線によつて描かれている。頭の文様、断面の形は第一類と同じである。出土量は前者に比して少く、本年度発掘では第一類一二個に対し、第二類一個である。

第3圖 宇瓦の型式

上 連珠文字瓦第一類

中 連珠文字瓦第二類

下 無文字瓦



0 5 10cm

C 無文字瓦（図版第一二・右・第三四下）瓦当正面に何も文様のつけられていないものである。正面は凸凹があつて平坦ではない。顎は踏顎であるが、顎を区割する段はなく縦方向の縫目が通つていて、本年度五個出土した。

無文の字瓦は陸奥国分寺跡、福島県双葉郡五番魔寺跡からも発見されているが、出土瓦全体のうちで占める量少い。

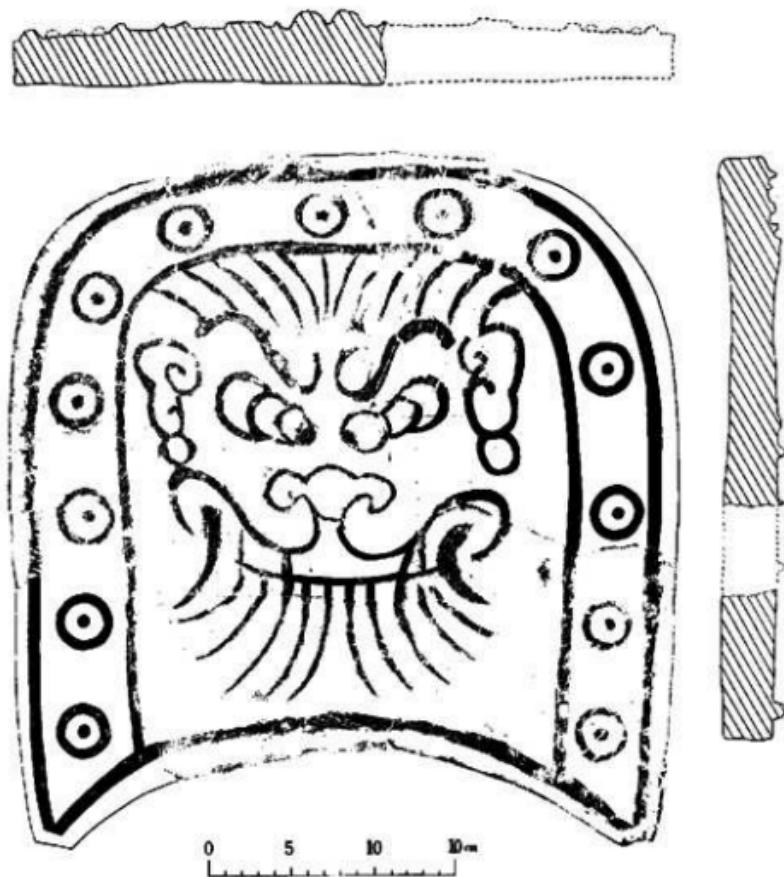
(3) 鬼 瓦（図版第一四・第四）いわゆる鬼面の鬼板が昭和三十四年に二個出土し、古城小学校に保管されている。一個は向つて左上の部分で、八個の破片からなり、全体の四分の一ぐらいた大きさとなる（図版第一四左）。他も同じく左上部で、四個の破片からなり、前者よりは小さく、全体の約六分の一の大きさである。前記小田島勝朝氏の藏品中に先代発掘の明後沢遺跡および稻瀬瓦室址出土のこれと同種の鬼板の破片があり（図版第一五）、それらを参考として復原すると第四図のような鬼板となる。

すなわち高さ四二センチ、幅約四〇センチのアーチ形の鬼板で、下端は普通の鬼板が下端中央部に丸瓦のはいる半円形のくりこみを有しているのと異つて、全体にわたつて、ゆるやかな弧状のカーブをなしている。このような形は鬼板としては異例であつて、他に類例を知らない。

鬼板といふものの、この時代の鬼瓦は後世の鬼瓦のように角のある鬼の顔をあらわしたものではなく、牙をむき出した怪獸の顔をあらわしたもので、顔は高さ五センチぐらいの隆起線であらわされており、眼窩の部分が盛上つているほかはほとんど凸凹がなく平面的である。目は眼球を一端とする三個の長円形の組合せによつて表現され、耳は上端が渦巻状にあらわされて、歯牙は表現が省略されて文様的になつていて、概して写実的ではなく、文様化されている。歯面の周囲、下方以外には幅六センチほどの外区があり、二本の隆起線の間に、中央に点を有する径約三・一センチの円文を一三個配している。釘孔はない。厚さはところによつて差があり、二六一二三センチぐらいである。裏面には縦方向の

第4図 鬼板復原図

第4章 調査の成果



縄目がつけられてある。

同じ鬼板の破片がやはり胆沢城および稻瀬鶴羽衣の瓦窯址から出土している。

(4) 平 瓦 瓦の中ではもつとも多いものであるが、完全な形で出たものはない。古城小学校所蔵のものがもつとも大きな破片であろう。(図版第一六)。長さ約四〇センチ。幅は二八センチぐらいあつたものであろう。凹面に布目を有し、凸面は無文である。ここには無文のものが多いが、そのほか、縦に縄目を走らせたものもある。また自然粘の吹き出しのあるものが若干ある。

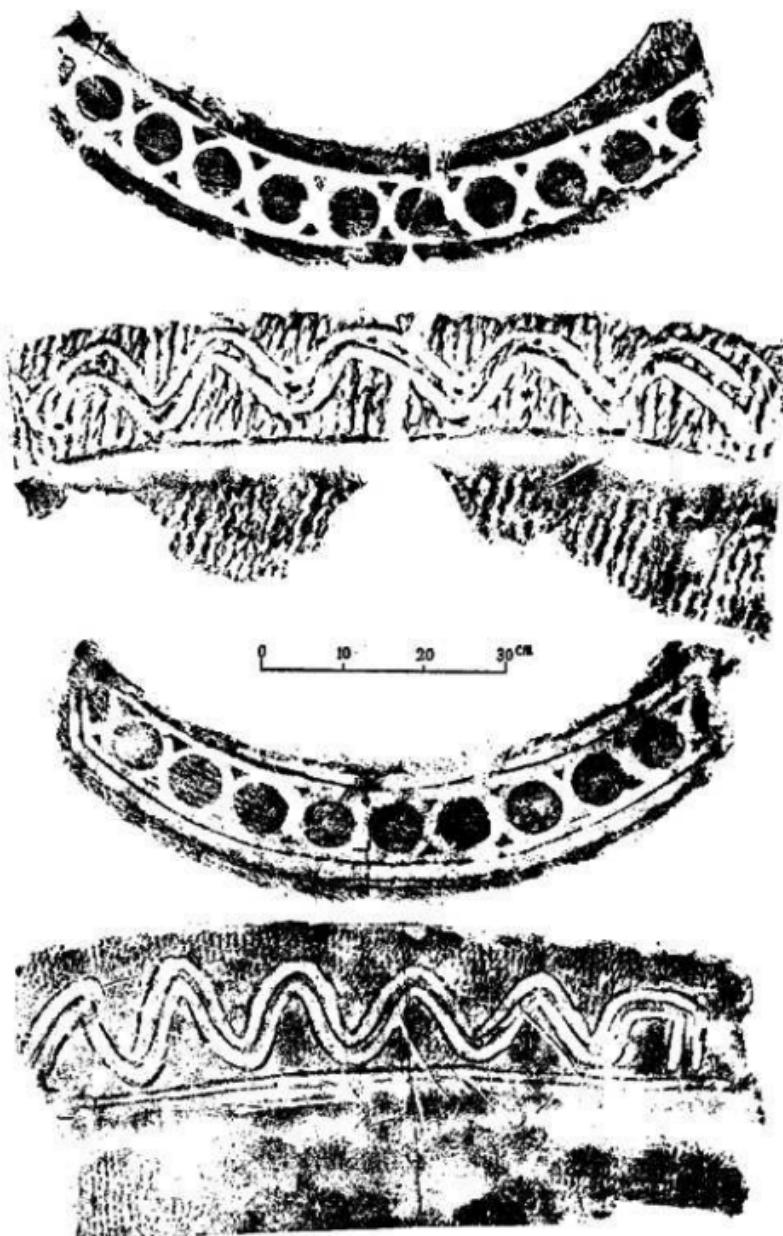
(5) 丸 瓦 これも完形のものは見られなかつたが、有段の普通の型である。

#### (6) 瓦の年代

以上に見た鎧瓦一種、字瓦三種、鬼板一種のうち、重井運花文鎧瓦、連珠文字瓦第一類、第二類、鬼面、鬼板がセツトをなして、同時存在であることはほほ間違いなかろう。素井運花文鎧瓦と無文字瓦はこれらと同時のものであるか、あるいは時代のおくれるものであるか、明らかではないが、重井運花文鎧瓦と素井運花文鎧瓦を比べてみると、その製作にかなりの差があるから、時代がちがうと見た方がよいであろう。

すでに述べたように重井運花文鎧瓦、連珠文字瓦、鬼面鬼板のいずれもが、延暦二十一年(八〇二)から造営のはじまつた胆沢城にも使用されており、しかもこれらの瓦を焼いた窯は胆沢城よりも四キロ東北方の北上市稻瀬において発見されているから、これらの瓦の製作年代の上限は延暦二十一年である。その下限は陸奥国分寺において、連珠文字瓦が承平四年の火災の際の焼土の層よりも下から出ているから、承平四年(九二四)に求めらるべきであろう。つまり延暦二十一年から承平四年までの一二二年間のいずれかの時点において、これらの瓦が製作されたことは間違いない。し

第5図 各地出土の連珠文字瓦



上：熊野黑分寺

下：肥浜城

真觀十二年五月廿二日 陸奥國分寺出土瓦 伊豆信雄 著

第四章 調査の成果

110

がし一三二年間のいずれかの時点では歴史上の年代決定としては幅がありすぎるから、もとと限定して考へる必要があるが、これ以上細い年代決定をなしうる確実な根拠はない。ただ瓦の様式が奈良時代末の瓦に近いから、九世紀中の製作ではなかつたかとの推定が可能であるのみである。最近工藤雅樹君は連珠文字瓦および宝相花文鏡瓦、齒車文鏡瓦などが陸奥國分寺跡から夥しく出土していることから、これらの瓦は貞觀十二年五月の陸奥國の大地震によつて國分寺の在来の瓦が破損した後に、これを修理するために大量につくられたものではないかとして、貞觀十二年に造瓦に長じた新羅人を陸奥國修理府新造瓦事に預けて、其道に長じたる者として相従つて伝習せしめたという「三代実録」の記事とこれら瓦の出現を関係せしめて考へてゐる。この説にしたがえば、同じ連珠文字瓦のある明後沢の瓦の年代は貞觀十二年（八七〇）以後それに近い時となる。したがつて胆沢城出土の瓦も胆沢城創建当時のものとはいえないわけである。まだ決定的な説とは出来ないが、興味ある一説であることを失わないので、参考までにここに紹介しておくる。

（瓦類の項のみ 伊東信雄記）

新羅人廿人、伊豆諸國、伊豆守、伊豆守、全連五人、雄成國、

新羅人廿人、伊豆諸國、伊豆守、伊豆守、全連五人、雄成國、

新羅人廿人、伊豆諸國、伊豆守、伊豆守、全連五人、雄成國、

新羅人廿人、伊豆諸國、伊豆守、伊豆守、全連五人、雄成國、

## 第五章 考

察

### 一 覚繁城説の伝承

第四章第一節で既述したこと、明後沢古瓦出土遺跡は第一次発掘の結果、瓦窯跡でもなく古代寺院跡でもないことが判明した。そして第二次発掘調査によつて古代城柵らしい遺構が発見されたのであつた。

小田島禄郎氏は昭和十年に、この遺跡を古代城柵跡と推考していたことは第二章第一項において既述しておいたところである。それならば、その城柵は何なのか、ということについては「位置が明後沢城より数里の南方にあることから見て、決して耶沢築城のものでも無からう」とだけ慎重に記述して、覚繁城と明言することを避けつつも、それらしいことを暗示している。そういう表現をしている。

さて、小田島氏より以前明治九年に土地の故老岩淵寿三斎は覚繁城かという伝承を書き残している（第二章三項参照）。この前年、明治八年十月に伊勢藩以来の旧村小山・中畑・關の三村と稻置村の一部とが合併する際に、当時の管区長柏竹斎と村有志が合議し「北は明後沢、南は板子沢に挟まれた高台ヶ所は一見して古城郭の面影を存しており、伝説又往古此處に覺繁城と称する城があつたといふところから満場一致、古城村」と命名している（註5参照）。故老寿三斎の筆録には「字中畑にある古館の址は覺繁城の跡なりと伝う」とあり、覺繁城の下に「大伴駿河麻呂の築きしもの」と細註が施してある。この細註は、おそらく土地の伝承によつて筆録したものではあるまい。「覺繁城の跡ありなりと伝う」という所伝にもとづいて、当時の有識者であつた寿三斎（自身で寺子屋を開いていた、註5参照）が何らかの文献か知友からの聴聞により翁自身が付加した註記であろう。覺繁城を造立したのは大伴駿河麻呂であるというの

は、明らかに誤りであるし、田村麻呂ならばいざ知らず、駿河麻呂などという名前が東北系間に知られているとは考えがたいからである。

## 二 大伴駿河麻呂築城説の誤り

左三者の筆録に覚整城造立者は大伴駿河麻呂と註記してあるが、これは誤りである。その理由を次に述べる。  
「続日本紀」によれば、この城を造立すべきことを陸奥國から奏言し勅裁をえたのは宝亀十一年（七八〇）の二月二日である。この城を造立すべきことを上言したのは、陸奥出羽核察使として陸奥に在任していた紀広純であつた。

勅裁をえた広純は「覺整柵を造り、もつて戍候を遠ざくるため」おそらく多賀城を出発し北進し、「俘軍を率いて一伊治城（宮城県の北部）に到達した。この時一大事件が突發した。広純に従つていた夷籍出身の上治郡大領外從五位下伊治公皆麻呂が、かねて広純に怨をいだいていたので、伊治城において広純を殺害したのである。それが同年三月二十一日（公皆麻呂は三月二十四日としてある）。であるから、城は宝亀十一年三月までは完成していないことは明白である。

しかるに大伴駿河麻呂は、四年前の宝亀七年（七七六）の七月七日に死亡している。であるから、この城を造立したのは決して駿河麻呂でないし、この城を造立すべきことを建議したのも駿河麻呂ではないのである。

それでは覚整城の造立はいつ頃なのか。

## 三 覚整城の造立年代

覚整城が造立されたとすれば、その年代は東北辺境征夷開拓の進捗過程からみて、造立勅裁のあつた宝亀十一年（七八〇）を上限とし、下限は胆沢城が造立された延暦二十一年（八〇二）までの二十二年間のうちであるにちがいない。

伊治城と胆沢城とを結ぶ中継基地として、胆沢城造立以後に設けられたとみるわけにはいかない。何故ならば、この地は胆沢城の南方わずか三里しか離っていないのに、伊治城擬定地からは直線距離でみても北方はるか九里にあたり、中継連絡基地としては距離的にいって、まったく均衡を破り北に偏在しきてある。

であるから、その造立年代を考定するためには宝亀十一年三月以降から延暦二十一年にいたるまでの約二十年間にお

註12

ける北上平野征夷開拓過程をかりかえてみると必要となってくる。

宝亀十一年の三月に紀広純が伊治城において殺害されたから、はるか後方の多賀城までが夷族に襲撃され放火された。東北征夷開拓史上、最大の危機であった。広純の後任として中納言兼三位藤原維純を征東大使に任命したのは三月二十八日である。この頃、渡島の夷族も「邊民を侵擾」し不穏な形勢を示したので、五月に將軍國司らに命じて恩喩させた。同時に坂東諸国・能登・越中・越後に備三万石を準備させた。備は非常用軍糧である。備三万石は軍防令第六条の規定により換算すれば兵士五千人分にあたる。兵制改革も実行し、從来の徵兵制に進士制を加えることにし一よろしく広く進士を募りて早く軍所に致すべし」と命じた（五月十六日）。三閥（鈴鹿・不破・愛發）邊要以外の諸国は國の大小にしたがつて、肥富の百姓の才馬にたえたる者をえらび当番ごとに専ら武芸を習い有事に徵發するというのが進士制で、これは精兵主義である。しかるに征軍は出勤しない。六月二十八日に出勤を促した。しかし、出勤するどころか、却つて甲賀等の軍需補給を要請してきたので、尾張・参河等五国に甲一千領を、東海東山兩道諸国には被四千領を運送すべきことを命じ（七月二十一日）、下總に備六千石、常陸に備一万石を八月二十日までという期限付きで追送すべきことを命じ（七月二十二日）、出勤をかさねて督促した。以上で輸送備の合計は四万六千石となつた。陸奥側の征軍がこのように渋滞している一方において、出羽側でも一雄勝・平鹿二郡の百姓、賊のために略せられ各本業を失い形弊

殊に甚し」という急変事態がおこり、秋田城を南方に後退すべきであるという後退説が抬頭した。征軍が再度の督促をうけながら出動しなかったのは、奥羽夷族の抵抗激化という事情が伏在していたからであろう。征軍は中央指令にそむき出動しないので、征東大使を交渉した。九月二十三日である。従四位上藤原小黒麻呂に正四位下を授け持節征東大使とした。交渉理由は十月二十九日の勅に詳述されている。文意は次の如くである。征東大使は進発以来久しくなるのに延滞しすでに征戦の時宜を失し、すでに十月になってしまった。「もし今月をもって賊地に入らんば、よろしく多賀・玉作等の城に居り、よく防禦を加え、かねて戰術を練るべし」と結んである。この勅によつて、伊治城は皆麻呂の反乱以後まだ夷族の手中におちたままで、十月にいたつても回復されていなかつたことが知られる。ましてや覺繁城は造立されるはずはないのである。

大使交渉後、小黒麻呂は直ちに出動し二千の兵をもつて鷹巣・橋巣・石沢・大菅屋・柳沢を経略したことを報告している。それは歲の瀬もおしこまつた十二月十日のことである。これをもつてみれば、天平九年に開設された陸羽横断道路幹線路（多賀城から色麻柵を経て出羽國最上郡にいたる）も、この年の反乱で一時夷族の手に帰してゐるのである。十二月二十七日に陸奥鎮守副將軍百濟王俊哲が「おのれら賊のために明まれ兵疲れ矢尽きたり。しかして桃生・白河等の郡神十一社に祈つて畠を潰ることをえた。神力にあらざるよりは何んぞ軍士を存せんや。諸う神社に預らしめんことを」と言上し裁可になつてゐる。これが陸奥における征討神威の初見である。このたびの征戦が、いかに苦戦であつたかがよくわかる、と同時に戦場は北上平野でなくして、はるか南であつたこともわかる。覚繁城は宝龟十一年に造立されたものではない。

明けて天応元年（七八一）。この五月二十四日に小黒麻呂は軍を解き帰京したいと言上した。政府は六月一日の勅を

もつて却下した。却下理由はつきである。賊衆四千人のうち斬首はわずか七十余人にすぎない。しかも「一もつて千に当る」強暴な首領たち（伊佐西古・諸綱・八十島・乙代ら）はまだ捕つていない。報告すべきことがあるなら副使のうち一名を上京させれば事足りる。持節大使は帰京すべきでない。というのである。このときの主目的である伊治城回復のことはまったくみえていないから、伊治城は天応元年にも夷族の手中にあつたのであろう。であるからこそ、三年後にはまた征討が企画されざるをえなかつたのである。

しかるに、帰還許願を却下された後、戦果もみえぬまま、「続日本紀」は八月二十五日条に小黒麻呂の入朝を記している。かくして九月二十二日に行賞があつた。戦果を讃えての行賞ではなくて、形式的な行賞であつたことは「征夷の功を賞す」（傍点板橋）とあって、征夷の功を賞すとないことからも察知できるし、さらにいいうならば、延暦七年八年の征討も明らかに失敗であつたが、この敗軍に対しても型の如き行賞をする際、ことさらに「天応元年の例によつて、これを行う」と特記してあるのでもわかるのである。したがつて、天応元年にも覺繁城が造立されるほどの戦果があつたとは、どうしてもみなすわけにはいかないのである。

天応元年の翌年は延暦元年（七八一）。この年の五月に陸奥郡の百姓に復三年を給し、同一年四月には征夷兵站基地として度々徴発をうけた坂東諸国に使をつかわして存慰を加え倉を開いて優給し、六月には出羽の雄勝・平鹿二郡に優復を給している。この二郡は宝龜十一年に夷族の掠奪をうけた地域である。

小黒麻呂の敗軍により、当然延暦三年を期して新しい征夷計画が策定された。征東副將軍に大伴弟麻呂を任じたのは二年十一月であったが、正將軍を任命したのは三年二月になつてからである。正將軍は大伴家持。正將軍にさきだつて副將軍を任命することは延暦八年の征夷にも例があるので決して異例ではない。さて、家持が征東將軍になつたとはい

うものの、征討行動をおこさずして三年は暮れた。翌四年にも征討出動のことはまったくみえない。また正將軍・副將軍に任命された人物の位階を検討しても行賞の昇叙がないから、このことからも征夷行動がなかつたことが裏付けられる。延暦三年の征夷は將軍を任命しながらも未遂におわったのである。

延暦五年、六年、七年にも征軍行動はない。五年八月に東海・東山の両道に使をつかわし軍士の簡閱と兵器の点検をさせているが、「続日本紀」はその目的を「蝦夷を征せんがためなり」と特記しているし、六年には現地將吏の人事交換をなし（二月）、七年三月一日には東海・東山・北陸等の諸国に対し、七月までに軍糧三万五千石を多賀城に搬入すべきことを命じている。このときにも「続日本紀」は「来年蝦夷を征せんがためなり」と特記していることは、このときまで征戦がなかつたことの証拠である。

延暦七年三月三日には征軍計画を策定し、同三月二十一日、征東副使四名を任命。こえて七月六日、紀古佐美を征東大使に任命した。古佐美は十二月七日に節刀をうけ、翌八年三月、諸国の軍を多賀城に結集し賊地に向う。朝廷においては同月征夷を伊勢神宮に告げ奉幣した。征夷のため神宮に奉幣したのは、これが史上初見である。決意のほどが知られる。征軍は三月二十八日渡河して衣川の線まで進出した。伊治城を回復したのはこのときであろう。ということは、このときまでは覺察城が未だ造立されていなかつた証拠でもある。ところが、衣川で軍は膠着してしまつた。政府は五月十二日に北進すべきことを督促した。六月三日、詳細な戦況が朝廷に達した。これによれば征討目的は胆沢子波攻略である。しかし、子波（胆沢のさらに奥地）にいたるところか、胆沢の戰闘で戦死二五人（別將一名、進士四名を含む）矢による負傷者二四五人、溺死一〇三六人、裸身帰還者一二五七人という大損害をこうむつたといふのである。六月九日、また戦況報告が到着した。戦況報告であるが、眞意は征討中止意見である。長文があるので、ここに必要な点だけ

を摘記する。

#### 結論要旨一

能動的先制征討軍態勢を解消し、受動的防衛態勢に切替えるべきである。

#### 理由一

- 1 賊地「子波・和我は僻して深奥にあり」北に偏して遠すぎるので征討困難。
- 2 従つて軍糧輸送も困難。「糧を百里の外に運ぶは良策にあらざるなり」。
- 3 賊の戰法は凶暴自在で、征討の短期成就は予想できない。
- 4 すでに農耕期になつたので戰闘継続に無理がある。

このときすでに覚察城が造立しているならば「糧を百里の外に運ぶは良策にあらざるなり」というはずがない（A）また、軍糧輸送の困難なことを具体的にのべて「玉造塹から衣川營までの輸送行程は四日であり、輜重の受納に二日を要するから、往復すれば計十日かかる。さらに衣川から子波の地までの行程に六日を要すると見積れば、輜重往還十四日となる。であるから玉造塹から子波の地にいたる往復日数は二十四日である。これは途中で敵の襲撃をうけたり、雨に妨げられたりして進退が渋滞しない場合の順調日程だけの計算である」といつている。覚察城がこのとき存在しているならば、この城こそ胆沢和我子波攻略の基地になるべきで、そうでないところをみると、やはり覚察城はまだ造立していないことを立証している（B）。

うえにのべたAとBとにより、このときまで、覚察城が存在していなかつたことは明白であると同時に、胆沢和我子波即ち北上平野攻略には、玉造塹よりもさらに北進した基地、宝龜十一年に紀広純が建議し勅裁をえていた覚察城を造

立することの緊急性が、慘憺たる敗軍という事実によつて痛感されることになったと思う。

伊勢神宮に奉幣してまでその成功を祈念し決行した征討が、敗戦を弁解する底意もあつてのことかも知れないが、とにかく境地軍責任者の言葉によれば、玉造寒から戦場まで「糧を百里の外に運」ばなければならぬ悪条件によつて挫折したにもせよ、敗軍の責任は追求されなければならない。現地からの征討中止意見に対し政府は「出でて功なきは良将の恥とするところなり」進軍すべしと命じた。それで、征軍はかねて胆沢に出撃した。その報告は七月十日、政府に到着した。しかし政府は満足しなかつた。戦果は斬首八十九級にすぎないのに、征軍の損害は死亡一千余人、傷害二千人。損害が戦果をうわまわつていたからである。

結局、古佐美は九月八日帰京し節刀を返進した。古佐美の征討は失敗に終つたのである。九月十九日、敗戦責任の查問がおこなわれ、それぞれ処分をうけて延暦八年は暮れた。

古佐美の敗戦により、次の征討準備は翌九年三月から始まつた。準備は前後三年十カ月という長期にわたつた。このような例は從来なかつたことである。九年閏三月、駿河以東の東海諸国と信濃以東の諸國に革甲三千領を三カ年以内に造るべきことを命じ、相模以東の諸国と上野以東の諸國に繩十四万石の用意を命じた。十一月、坂東諸国の田租を免除した。翌十年正月、「蝦夷を征せんがため」東海・東山の軍士を閻閔し兵器を点検した。七月十三日大伴弟麻呂を征夷大使に任じた。そのほか、兵具・兵糧の準備が着々となされて延暦十年は暮れた。

以上は「続日本紀」にみえるところである。やや長文にわたつて記述したのは、宝龟十一年から延暦十年までの十二年間には、対馬城が造立されたといふことも、あるいは実在していたといふことを明確にしておきたかったからである。

ところが、「続日本紀」は延暦十年で終つて、翌年からのことは日本後紀によらねばならぬのであるが、不幸にも「日本後紀」の巻一・二・三・四の四巻、年代にすれば延暦十一年正月から同十五年六月までの記載が欠落しているので、詳細を知ることができないのである。「日本紀略」とか「類聚国史」によつて欠落を補うことができるだけであるが、それでも十一年には対夷懲處策と夷族間内部抗争のことが多くみられることは注目すべきである。

すなわち斯波村の夷胆沢公阿奴志己らと伊治村の俘とが対立抗争して、斯波村の夷は使者を國府に派遣し、伊治村の俘の非を訴え、われらは王化に帰属したいと思つてゐるのに伊治村の俘がこれをさまたげる。どうか彼らの遮闘を制止し永く降路を開いてほしい」と上申した(十一年一月)。國府では「朝恩を示すため物を賜り放還」した。中央政府は國府の措置を「自今以後、夷の使者が來ても、賜物してはならぬ」ときめつけた。この場合、國府の措置はさすがに現地事情に適切な態度である。中央政府の態度は策のえたるものではない。とくに征討を明後年(十三年)にひかえてゐるのであるから、夷族の動静を知るためにも、伝統的以夷征夷策を推進するためにも、拙劣な措置である。はたせるかなその後、対夷方針を転換してゐる。七月になると「遠く王化を慕つて入朝を望む」夷爾散南公阿破蘇に対し入京を許したばかりでなく「よろしく路次の國は壯健なる軍士三〇〇騎をえらび國境に迎撃し、専ら威勢を示すべし」と指示している。正月の方針からみると一大転換である。十月には「外虜を懲けた」功により、陸奥の俘囚古弥侯部貞麻と大伴部宿奈麻呂とに外從五位下を授けている。十一月には入京した陸奥の夷俘爾散南公阿波蘇・宇摩米公臨賀・俘囚吉弥侯部荒嶋らを朝堂院において饗應し、阿波蘇と臨賀に殿夷府第一等を、荒嶋には外從五位下を授け、「もつて荒を懲くるなり」と特記している。この時、めざらしいことに宣命も特に賜つてゐるが、夷族に対する宣命が国史に伝えられているのは、これが初見である。十一月、出羽の平鹿・最上・置賜三郡の狄に田租を「永く免じ」てい

る。ここにおいて附記しておきたいことがある。優遇をうけた阿波蘇は後々までも變ることなく帰服し田村麻呂・文屋・鮎麻呂の征戰の終了後、弘仁十一年には外從五位下に叙されていることである。阿波蘇は征戰に協力したからであろう。宝龜十一年、特麻呂の反以来、現地における対夷關係は破綻していた。それが、延暦十一年にいたって十三年ぶりに、いちどしく好転した。さきに、十一年という年は、注目すべき年であるといつておいたのは、このことである。現地夷族との親和關係が馴致されれば、築城するにも好都合となる。

征東大使大伴乙麻呂は十一年の閏十二月二十八日に辭見した。翌十二年二月、征東使を征夷使と改称し、副使坂上山村麻呂が現地にくだる。

このたびの征討將軍に任せられたのは正副計五人であるのに、「日本紀略」は以上のとく「一月(乙麻呂と田村麻呂)の辭見だけしか記載していない。これは「日本紀略」が他の副將軍の辭見を省略したのではなくて、実際に他の三名は辺境に在住していたからである。他の三名とは百濟俊哲・多治比浜成・巨勢野足である。俊哲は十年九月以降下野守兼鎮守將軍として、野足は八年十月以降鎮守副將軍として、浜成は九年三月以降按察使兼陸奥守として陸奥に駐留していたので改めて辭見の必要はなかつたのである。

このたびの將軍五人のうち出村麻呂以外の四名は既に辺境に経験を有する有能な人物ばかりである。大使弟(乙)麻呂は延暦二年に征夷副使となつたことがある。大同四年七十九才で歿しているから、この時すでに六十一歳の高齢であった。弟麻呂の子勝雄は天長年中陸奥守となり按察使を兼ねたことがあつたが、「資性寛闊にして家風清廉、貨利を近づけず、出でて戎事を縋り入りて禁兵を興る。才学に乏しと雖も將帥の器あり」と評されているところをみると、弟麻呂の家は武の家であったのである。後者の伝記は大日本史にも登載されているようだ。宝龜五年の征討軍功により勲六等、

宝亀七年八年の征夷で勲五等に叙し、累進して従五位上・鎮守副将軍となり、宝亀十一年征夷で包廻されたがこれを破った軍功により正五位上勲四等に叙した歴戦の武人で、生涯の大部分を辺境で過ごした人物である。浜成は宝亀十年の敗戦責任追求査問の際にも、副使として彼だけが勇職軍功により査問を免れた武人である。田村麻呂よりも年長であった。野足は延暦八年鎮守副将軍となり辺境事情に通じている。田村麻呂よりも七歳の年長者である。田村麻呂はこの時三十六歳、將軍五人のうちでは最年少者である。位階でいえば、田村麻呂は野足と同位で、五人のうちの最下位。五人の年令や位階をここで述べた理由については後述する。

「日本紀略」を見ただけでは、不審に思われることがある。それは、十二年一月に田村麻呂が辞見した以後、この年の十二月まで征夷の記載がまったくみえないことである。十カ月間、辺境で無為に歳月がすぎたのであらうか。ここに覺繫城造立年代問題を解く鍵が伏在しているのではないか。そのためには翌十三年の征夷過程をみておく必要がある。弟麻呂等の征夷は翌十三年に始まった。この正月に征夷大将軍大伴弟麻呂に節刀を賜わり、朝廷は征夷の事を天智天皇と光仁天皇の山陵に告げて、決意を表明した。伊勢太神宮には征夷の成功を祈願した。二月乙未の勅をもって駿道奏上規定を制定し、軍機密保持と人心安定を策した。前例にみなない細心の配慮というべきであろう。五月、馬射の行事を停止したが、それも「大軍を発するを以て」であった。延中をあげて今次征討に期待しているのである。「日本紀略」は六月にいたつて、ごく短い文であるが「副将軍坂上大宿禰田村麻呂以下征賊夷」を書きとどめている。田村麻呂の軍功が頗著であったことを、この短い文章からうかがう以外には他に史料はない。しかし、征戦は六月で終結したのではなかつた。九月になってからのことであるが、新都京都に遷り、夷族征討の成功を祈つて諸國の名神に奉幣しているからである。十月二十八日にいたつて大将軍弟麻呂が決定的勝報を奏上した。翌十四年正月、めでたく弟麻呂は節刀を朝廷に返進した。

弟麻呂の勝報には征戦地域は何處であつたか、まったくみえていない。しかし、それは北上平野の南部地域であったらしい。その理由をこれから述べる。

「続日本紀」の編集が完了し上表したのは延暦十六年一月であつたから、今次征戦の三年後のことである。このときの上表文のうちに十三年度の征戦に言及し「伏して惟みるに天皇陛下……遂に仁を渤海<sup>註13</sup>北におよぼし猶種心を帰し、威を日河之東に振る、毛狹を屏息せしむ」と記してある。「日河」というのは、延暦八年九月敗軍實任査問の際の宣命にある「日上乃漢<sup>ヨウカム</sup>」の「日上」にあたるもので、いまの「北上」を莊重な漢文表現したのが「日河」、宣命体で表現したのが「日上」であろう。さて、上表文は儀礼的形式を尊んだいいたをしたものであるが、それにしても今次征討成功をいかに重視したかという例証である。前回征夷參敗の直後であつただけに、それだけに対照的に今次戰果が大きく印象づけられたのであろう。

「威を日河之東に振つた」という「日河之東」の地とは、前回紀古佐美軍が「河東に集まり……東山より出」てきた夷軍に「官軍の後を絶たれ」大參敗をした北上川河東地域のことであるとみて、はじめて文意が生きてくるし、そのようによることによって、今次十三年征討は紀古佐美參敗軍地城の回復とその復讐に成功したものと了解できるのである。北上川南部平野における河東の地といえば、いまの江刺郡と胆沢郡東部を中心とした地城で、この地域を俯瞰しうる形勝の台地として恰好なのは明後沢台地である。この台地に立てば河東の地は一望のうちにある。延暦八年紀古佐美の參敗は、紀広純が緊要なりと建議した覺繁城がまだ造立されていなかつたことに起因したのであろうし、今次十三年弟麻呂成功の一因は築要基地覺繁城が造立されていたからであろう。

前述したように延暦十三年は征戦の年であつた。築城という大土木工事をなしとげる余裕があるべきはずがない。そ

うなれば、その前年、すなわち十二年という年が築城にふさわしい。皆麻呂の反以後十年以上にもわたった夷族との不信感や反目関係が、斯波村の夷胆沢公阿奴志己・夷爾散南公阿破麻らとの関係にみられるように改善され親和関係に入ったのは延暦十一年であったことは前述しておいた。築城にも好都合となる。その翌年が、ここに指摘した十二年（「日本紀略」によれば辺境征戰記事が空白の年）であつて、大將軍弟麻呂は前年の末から、田村麻呂は十二年の三月から陸奥にくだり在任している。征戰を明年に予定して、現地においてながら、十二年という年を無為にすごすとは考えがたいことである。そして十三年の征戰となる。故に、覚築城造立の年を延暦十二年と考證した次第である。<sup>註14</sup>

築城したのは誰か、ということは歴史上の大きい流れのうえからみれば、この場合たいして問題にならないのであって、覚築城そのものの古代東北開拓史上において果した役割の方が意義をもつのであるが、付言しておきたい。

築城は大きな土木事業であるから、名目的には征夷大將軍であつた大伴弟麻呂ということになる。このことは後述するように論功行賞からみても首肯できるのである。弟麻呂は位階が一躍四階も升進するという恩典に浴している。正副将軍五人のうち最高の外進である。しかし、ここでいいたいのは弟麻呂のほかに田村麻呂も築城功労者のうちの有力な一人であつたのではないか、ということである。これから、その理由をあげてみよう。

(1) 延暦十二年の征夷にあたって、「日本紀略」は六月十三日条に「副將軍坂上大宿麻呂」下「征蝦夷」と記載してある。征討將軍なら正副あわせて五人であり、田村麻呂は年令において最年少、位階においても野足とともに最下位であつたのに、このように記されていることは、軍功が最も顯著であつたからか、それとも実戦の直接担当者であつたからに相違ない。このような軍功をあげるために、軍略的に必須条件であつた築城の功もあわせ含められているとみると可能であろう。推定にすぎないことではあるが。

(2) このときの成功は覺森城があつたればこそである。このことは前述しておいた。正副将軍五人の論功行賞をみると浜成については知ることはできないが、弟麻呂の四階昇進は正將軍であったから当然として、俊吉は一階だけ、野足は二階特進であるのに、田村麻呂は三階特進であつて、知りうる限りにおいては、副將軍四人のうち最高の特進である。田村麻呂は築城し、これを基地として河東を征討する殊功をあげたからではなかつたか。

(3) 延暦十三年のうち、同二十年にも更に征討が実行されたのであるが、そのときの最高責任者に選任されたのは、余人ではなく田村麻呂であつた。そのとき田村麻呂は一身に征夷大將軍、按察使、陸奥守、鎮守將軍、この四職を兼ねてゐる。奈良時代の初めから延暦二十年までの間に、征夷あるいはその計画は十一回あつたが最高責任者にして四職を兼帶したのは田村麻呂が最初である。<sup>註16</sup> ということは十三年度征討における田村麻呂の軍功が絶大であつたからに相違ない。これほどの軍功となると、それは運兵輸送だけの軍功ではなくて、そのために緊要な基地築城といつた軍略功績もあってのことではないかと想定されてくるのである。

(4) 弟麻呂のことであるが、十一年閏十一月二十八日に征東大使として詔見している。特命をうけて現地に赴くことが詔見である。しかるに、その翌々年、即ち十三年正月一日に弟麻呂は箭刀を賜わっている。これこそ征戰出陣の朝儀である。そうすると、弟麻呂は十一年閏十一月以降陸奥に下り十二年の大部分を陸奥ですごしてから、一旦帰京し箭刀をうけたことになる。では、十二年の大部分を陸奥でどのようにすごしたのであらうか。この期間こそ覺繁城造立に専念したのではないか。であるから翌十三年の成功となつたのであらう。弟麻呂は名目的にも、実質的にも築城に関与し、十二年二月に詔見して現地にくつた田村麻呂とともに築城にあつたのではないか。今回発見された遺跡が立地上からみて覺森城跡にふさわしいので、覺森城が造立されたとするならば、その年代は延暦十

二年であつてはじめて史料解釈が首尾一貫するのである。

#### 四 結 語

覚繁城の名は宝龟十一年条に四回みえているだけであるが、いずれも築城完成を意味したものではない。<sup>註17</sup>そこで文献史料からだけでは、果して完成したのかどうか不明というほかないのである。覚繁城が造立されたとみなした人々も、その遺跡地については

- 1、宮城県栗原郡萩野村有壁説 <sup>註18</sup>
- 2、岩手県西磐井郡平泉町高館説 <sup>註19</sup>
- 3、同西磐井郡一ノ関市説 <sup>註20</sup>
- 4、同胆沢郡衣川説 <sup>註21</sup>
- 5、同胆沢郡衣川村上衣川説 <sup>註22</sup>
- 6、同磐井郡内説

等があり帰一するところがないまま現在にいたつた。

このように、いくたの疑問をはらんだ城であるが、明後沢古瓦出土遺跡は発掘調査の結果、瓦窯址でも古代寺院跡でもなく奈良末か平安初頭頃の古代城柵跡であるとの微証が発見されたからには（第一章・第四章第一節）、その立地条件と当時の東北辺境征古開拓過程とからみて、覚繁城跡の最も有力な候定地とみなされるにいたつたのである。<sup>註23</sup>

因に、この城は考証の結果延暦十一年、大伴弟麻呂・坂上田村麻呂によつて造立されたものと考えられる（第五章第三節）。

1 明治十三年十一月の東書のある「岩手県管轄地誌」（盛岡市公民館所蔵、筆書き）は本県地誌としては最も浩瀚な、そして最も詳細な文献であるが、これに「松ノ木沢川、小山村ヨリ来リ白山村ニ入ル、長凡屯里零五町、字中嶋ニテ又白山村ヨリ来リ字四段田ニ至リテ稻置村ニ入ル、長凡九町幅広所五間、狭所四間、深所屯丈、浅所四尺、急流」とあるので松ノ木沢川の概要を知ることができる。

2 明後沢川の概要についても「岩手県管轄地誌」（同上）に「小山村ヨリ来リ稻置村ニ入ル、長凡三拾零町、幅広所五間、狭所四間」とある。ちなみに「岩手県管轄地誌」は岩手県の地誌に関する最も詳細な文献である。しかしあまりにも浩瀚なために未だに刊行されていない。

3 この台地が開田された経緯については現地の「姥沢開田竣工碑」に詳しくみえている。昭和八年秋に姥沢耕地整理組合を創立し、同九年十一月起工、同十四年五月完成、開田反別約四〇町歩である。

4 宮城県史第二八巻一七九一八〇頁に、安永六年（一七七七）七月付の一財沢郡下加沢小山村風土記御用書出一がおさめである。これは前沢町阿曾沼野氏所藏の写本であるが、旧藩時代には明後沢は小山村のうちであった。さてこの御用書出には「古館三ツ」と標記し、小字館合所在の八郎館、小字明後沢所在の九郎館、小字鍛冶屋敷所在の宗角館の三カ所だけをあげ、明後沢の九郎館については「右御城主櫻山九郎と申御方、天正年中迄御住居之由申伝候事」と註記してあるのみである。古瓦の出土する遺跡についてはまったく触れていない。

また、前沢町古城の大林寺には原稿用紙にインクで書いた「古城村誌」という稿本があり、このうちに旧小山村

の風土記御用書出写が採録してある。小山村風土記御用書出写には「安永五年、右風土記方草稿逐日加潤色之間、邑長令預者也、郡長鈴木常雄、天保九戌成星三月十日写之、岩淵寿右衛門」という奥書きがある。これをもつてみると、「古城村誌」におさめてある風土記書出は原本によつて書写したものではなくて、天保九年に岩淵寿右衛門が筆写しておいたものを転写したのである。原本は今日所在不明である。これにも古瓦出土のことと、その遺跡についてもなんら記載していない。

5 識語中にみえる古城村といふのは、明治八年十日伊達藩時代以来の旧村小山・中畠・閑の三村とそれに稻置村の一部が合併してできた新しい合併村名である。このときの新村名を古城と決定するにいたつた理由について「前沢郷土史叢」第二号（前沢町史編纂委員会、昭和三十二年九月タイプ印刷）によれば次のとく説明してある。「当時の管区長（郡長）柏竹齋と村有志相図り命名を議した。此の中畠は北は明後沢、南は板子沢に挟まれた高台ヶ所は一見して古城廢の面影を存しており、伝説又往古此處に覺賢城と称する城があつたといふところから満場一致古城村の命名がなつたと」ある。また標語中の妙法山といふのは古城の字寺ノ上にある曹洞宗大林寺の山号である（岡版第一において国道四号線にそなた表部落の寺院印が大林寺である）

次に筆者岩淵寿三斎について付記しておきたい。菅原栄治氏（古城農業協同組合長）をわざわざして調査していただいたところによれば、役場の戸籍台帳にも寿三斎とあるといふ。明治十四年旧六月四日死亡。大林寺過去帳に「寿翁齋大学祖道清居士」とあるのが寿三斎の戒名であろう。寿三斎は寺子屋を開いたので寿三斎の居宅（現在は岩淵竹雄氏居宅）を今でも「学校」とか「学校場」という屋敷名で呼んでいるといふ。寿三斎から金右衛門、重左衛門、軍藏、忠右衛門と経、現当主文男氏となり、現在は古城小学校の裏手に住んでいるが、二度も火災にあつた

ので寿三斎の筆稿は現存していない。

6 近世以前の古道は現在の北上低地を通らずに、台地上に通じていたことは信すべきである。上野原誌編集委員会（上野原開拓の人たちの集り）で昭和三十八年三月二十五日に隣室版刷りで刊行した「うわのはら」第一集八四頁に「大分昔のことらしいが、當時国道大官街道は上野原を通っていたという。（中略）相当に人の歩いたらし跡が今だに残っている。」とあり、その道順にあたる地名を列挙している。古城の故老渡辺行人氏（字外ヶ沢四九番地 明治三十三年七月七日生）は古道の痕跡の一部を熟知していて、古城農協組合長者原榮治氏と板橋を案内してくれた。今はまつたく廃道となり使用されていないが、それでも道筋を辿ることができた。

7 註4で紹介しておいた大林寺所蔵の稿本「古城村誌」所収のものによつた。阿曾沼磨氏所蔵のものとはほとんど同文である。

眞偽のほどは未詳であるが、明後沢という言葉について一言しておきたいことがある。明後沢の阿部亮一氏の談によれば、古は、明号堂があつたので、この沢を明号沢といったといふ。ちなみ阿部氏の屋敷名も明号屋敷である。明後沢は明号沢の転訛であるといふのである。或は明号とは名号か。

8 「胆沢郡誌」、二九四頁、岩手県教育会胆沢郡部公編、昭和二年一月二〇日刊

9 斎藤忠・田中喜多美・板橋源「胆沢城跡」（文化財調査報告第四集）昭三十四年

10 岩手県教育会江刺郡部会「岩手考古図集」大正十五年、大川清「岩手県江刺郡瀬谷子窯業遺跡」（日本考古学年報8）昭和三十四年

11 ここに中畠といふのは「北は明後沢、南は板子沢に挟まれた高台ヶ所」のことである。「一見して古城郭の面影を存し

ており」とある境域の意味である。図版第二の南上野台地がそれにあたる。

12 板橋源、坂上大宿、福田村麻呂考、岩手大学学芸学部研究年報第一〇巻七五——九一頁、昭和三一年十一月

13 「毛狄」（東北の蝦夷）と対句的に引用されている渤海とは、「続日本紀」完成上卷の二年前（延暦十四年）にわが國に漂着した渤海國使のことである。渤海國使呂定琳等六十八人が出羽國志理波村に漂着し邊夷の劫掠をうけた。この報告が出羽國からあつたのが十一月三日であった。中央政府は呂定琳等を越後國に遷し供給すべきことを命じ、その翌年五月に本国まで鄭重に送還した。送還にあたり国書のほかに「総二十疋、施二十疋、糸一百綱、綿二百屯」を与えている。「仁を渤海の北におよぼし、鉢種心を歸し」たというのは、このことである。

渤海國使等の漂着とならんで弟麻呂等の征討成功が當時顯著な出来事であつたことが、これでわかる。

14 覚驚城造立に関し、その必要性を建議した紀広純の名も、その年代も「続日本紀」に明記されてあるのに、その造立年代がみえないということは一見不審なようであるけれども、何もそれは例外でもないし異例でもない。陸奥開拓の最高権府である鎮守府の創建年代が明記されていないし、初期鎮守府のあつた有名な多賀城の造立年代も正史に記載されていないのである。多賀城だけではない。出羽開拓の最高府となつた秋田城の造立年代も正史には明記されていないのである。後に鎮守府となつた胆沢城についても同様である。むしろ、古代東北開拓期の城柵で、その造立年代が明記されてある桃生・雄勝・伊治の三城柵の方が異例なのである。この三城柵についても、その造立年代をとくに記すために明記されたのではなくて、特記しなければならない事件があつて、そのことに関連してたまたま造立年代が併記されているというケースである。

## 15 征討最高責任者位階昇叙一覽表

五〇

氏名	行賞直前位階	昇叙位階										特進級
		正四	正三	正二	正一	上士	上士	上士	上士	上士	上士	
只多治藤藻大紀	守合原伴	正四	正三	正二	正一	上士	上士	上士	上士	上士	上士	1
麻呂	麻呂	正四	正三	正二	正一	上士	上士	上士	上士	上士	上士	1
比原	宇麻呂	正四	正三	正二	正一	上士	上士	上士	上士	上士	上士	1
大	河原伴	正四	正三	正二	正一	下士	下士	下士	下士	下士	下士	0
紀	家持	正四	正三	正二	正一	下士	下士	下士	下士	下士	下士	0
藤	小黒麻呂	正四	正三	正二	正一	下士	下士	下士	下士	下士	下士	0
大	伴	正四	正三	正二	正一	下士	下士	下士	下士	下士	下士	0
紀	弟麻呂	正四	正三	正二	正一	下士	下士	下士	下士	下士	下士	0
坂	上田村麻呂	正四	正三	正二	正一	下士	下士	下士	下士	下士	下士	0
坂	上田村麻呂	正四	正三	正二	正一	下士	下士	下士	下士	下士	下士	0
文室	綱藤昌	正四	正三	正二	正一	上士	上士	上士	上士	上士	上士	1

表示の如く、四階特進は征討最高責任者としては弟麻呂ただ一人である。ただし、弟麻呂が將軍に任命されてから行賞までは三年半あるので、この間に定期昇進で從四位上になり、行賞の際は從四位上から從三位になつたのだとすれば特進は三階であつたことになる。

三階の特進であったとしても、表示の如く弟麻呂以前には小黒麻呂、以後には田村麻呂しかない。現存史料に欠落がなく弟麻呂の特進四階が正しいとすれば、弟麻呂ただ一人ということになる。十三年の征戦はいかに苦心し努力した結果であつたかがしのばれるのである。ということは、単に戦闘による勝利であつたのではなく年来の懸案になつていていた戦略堅要本拠地に築城し、そのうえでの勝利であつたことを意味しているのではないか。

征討最高責任者の辺境重職兼帶一覧表（上掲）

宝亀十一年条にみえてる覺敷城はいづれも築城完成を意味するものではない証據をあげよう。

イ、二月丁酉（二日）条陸奥上言中にみえてるものは、三月四月の雪解季を待つて直ちに城地に入り覺敷城を築營したいという予定計画を述べたまでのことである。

ロ、二月丁酉条勅文にみえてるには、陸奥上言の計画に対して裁可したものであつて、築營完了を意味するものでないことは明白である。

ハ、二月丙午（十一日）陸奥国上言中にみえているものも、来る三月中旬に兵を発し城を討ち覺敷城を築營したいという計画をのべたものであることは文意と上言の月日から見て明白である。

ニ、三月丁亥（二十二日）条にみえるのが旧来から覺敷城成立と考えられた有力根拠であつたので、やや詳述しておく必要がある。

年 次	氏 名	大 僕 軍 ・ 大 将 軍	按 索 使	陸 奥 守	鎮 守 将 軍
和銅2(709)	巨勢麻呂	○	此時検察未だなし	×	不明
養老4(720)	多治比県守	○	×	×	×
神亀元(724)	藤原宇合	○	×	×	×
天平9(737)	藤原麻呂	○	×	×	×
宝亀5(774)	大伴駿河麻呂	×	○	○	○
宝亀8(777)	紀 広純	×	○	○	○
宝亀11(780)	藤原雜羅	○	×	×	×
	藤原小黒麻呂	○	×	×	×
延暦3(784)	大伴家持	○	○	×	○
延暦8(789)	紀 古佐美	○	×	×	×
延暦13(794)	大伴弟麻呂	○	×	×	○
延暦20(801)	坂上田村麻呂	○	○	○	○
延暦23(804)	坂上田村麻呂	○	○	○	×
弘仁2(811)	文 室 錦麻呂	○	○	×	×

この条は皆麻呂が反して広純を殺害した変事を記したものであつて、最初に広純殺害の事実をあげ、次に広純の略伝を抄記し、第三段にいたって皆麻呂の出自と反乱をおこすにいたった経緯をのべ、第四段で広純殺害の前後の事情をのべたものである。

#### 第四段において「続日本紀」は

「時広純建議、造覺斎柵、以遠戍候、因率俘軍人、大槻・皆麻呂並從」

と記してある「入」とは伊治城に入ったことである。さて、広純が伊治城に入ったのは覺斎城築城するために北進して入城したのであるうか。そうであるならば城はまだ竣工していないことになる。それともこの時すでに築城を終つて南下して来て入城したのであるうか。もしそうであるならば始めて覺斎城の完成を確認できることになる。そこで、築城建議が裁可になつた日から広純が伊治城に入城し殺害されるまでの期間が重要な解決の鍵になつてくる。

裁可の勅は二月一日である。この年の二月は小月であり、広純殺害の日は三月二十二日であるから、最大限の日数をみても五十日に満たない。延暦八年における行軍日程によれば玉造峠から衣川營まで四日を費している。多賀城から出発し覺斎城を完成し、かかる後に本拠多賀城に帰還すべく南下の途中伊治城に入ったものとすれば、四十数日という最大限期間はさらに縮少し三十日位となるであろう。このような短期間に築城が可能なものでもうか。しかも新占領地北辺においての築城は危険の多い敵前工事なのである。

20 河田熊、奥羽地理沿革考、史学雑誌五ノ十一ノ八九六頁

昭和二六年版ノ関市勢要覧九〇頁

菅野義之助、郷土に於ける日本研究の近状——岩手県を中心として——史潮六ノ二、昭和十一・六

菅野氏の説は最も詳しく「一ノ関町に隣する山田村よりその西隣巣美村に通ずる道路の北側の丘陵上の城址」（板橋註、山目・巣美的一村は現在一ノ関市内）とのべ、一ノ関図幅五万分地形図の「泥田」の部分に○印を付してある。

21 井上通泰は漠然と「地理を思ふにカクベツは即後の衣川なり」（上代歴史地誌新考東山道、四三六頁、昭和十八年）とのべてゐるだけであるが、熊田叢城はさらに地域を限定し「衣川の内、上衣川」（日本史讀大系第二卷九五二頁、昭和十年）とみてゐる。

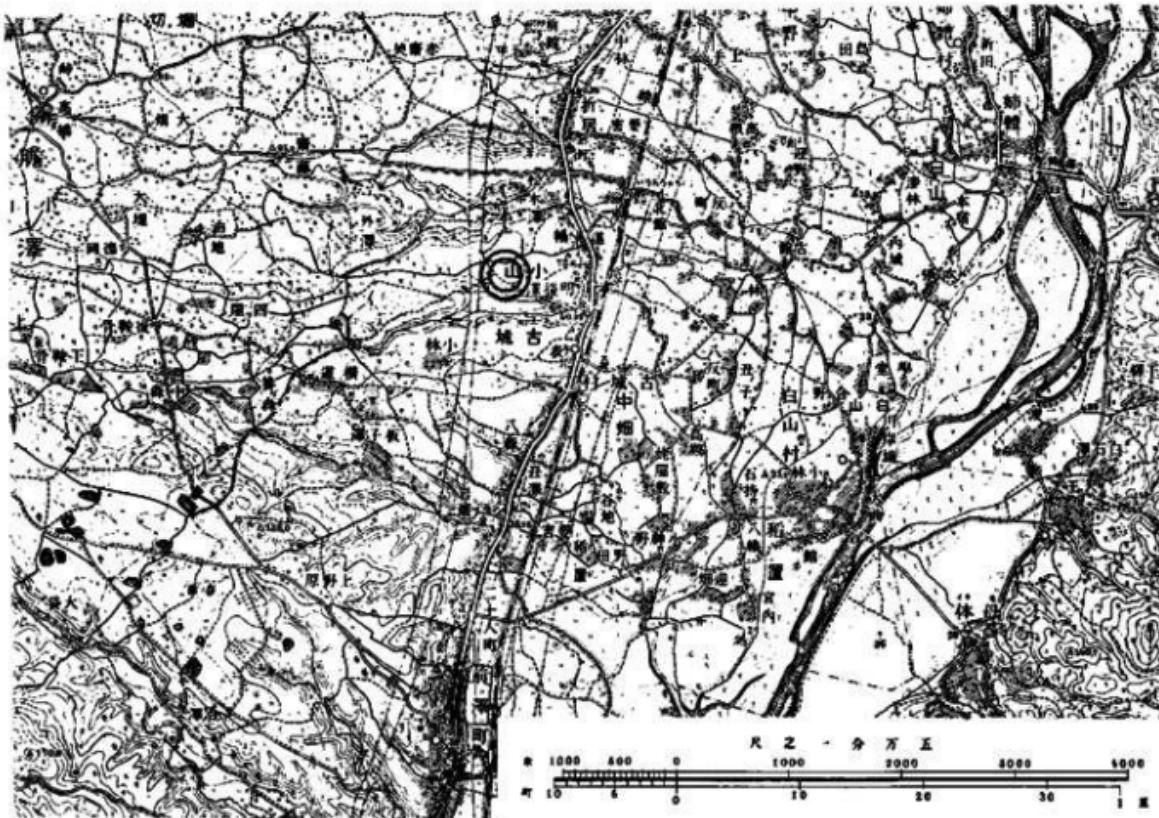
22 大槻文彦は流石に岩手県一ノ関市山田出身の歴學だけあって、すでに明治年間に「覺齋城ノ遺址、未タ詳ナラズ」といつつも「伊治城辺ヨリ北ニ進ミテ胆沢の蝦夷ヲ征センガ為ニ作ラレシコト知ラルレバ、伊治城以北ニテ磐井郡中ナリケムトハ推シ量ラルナリ」（陸奥國伊治城城考、復軒雜纂所取一四頁、明治三六年）と推定している。ここにいう磐井郡というのは果して現行の地方行政区劃上の厳密な意味での磐井郡に固執したのではなく「伊治城以北」の地であつて「胆沢ノ蝦夷ヲ征」する為の要所というところに重點をおいた立言であろう。

23 これは主として調査に当つた板橋の意見であつて、伊東委員は必ずしもこれと同じでない。

図

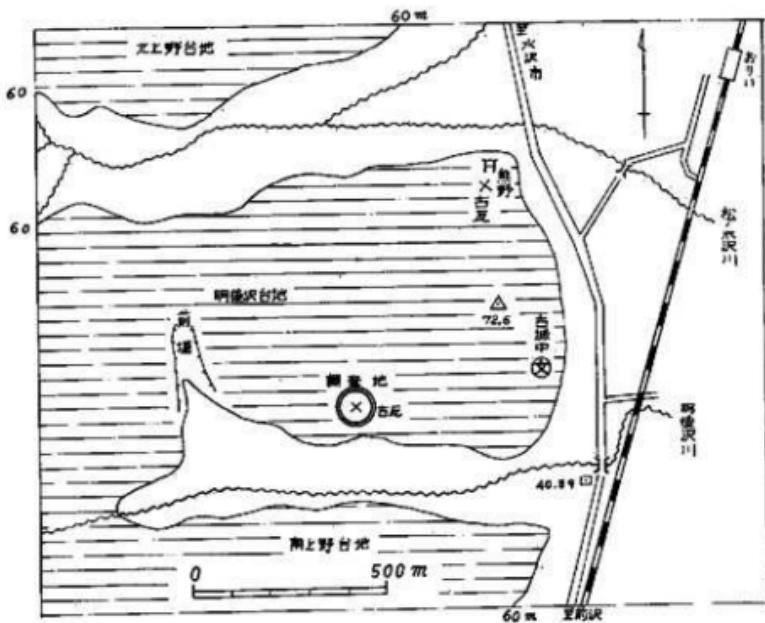
版

圖版第一 明後沢附近五万分地圖

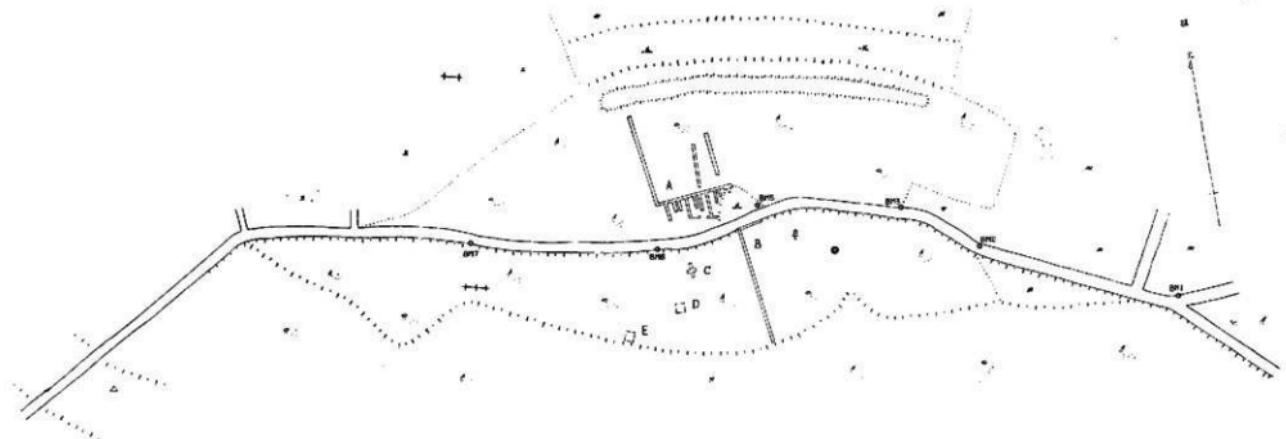


◎印で道路地の位置を示しておいた。水沢圖版による。

圖版第二 明後沢台地略図



國版第三 第一次発掘遺跡地 600 分測図



- 備考 1) △印は土師と須恵の破片のあつた遺跡残部の位置。  
 2) 十印は高庄鐵柱の位置。  
 3) ●印は古い湧水跡。  
 4) □印は嘉元3年在銘古磚の位置。

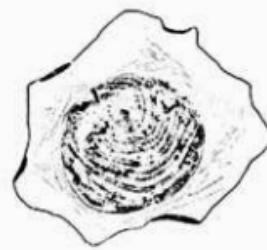
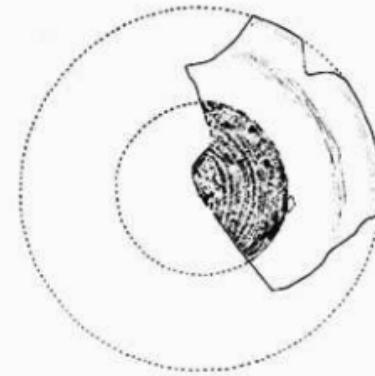
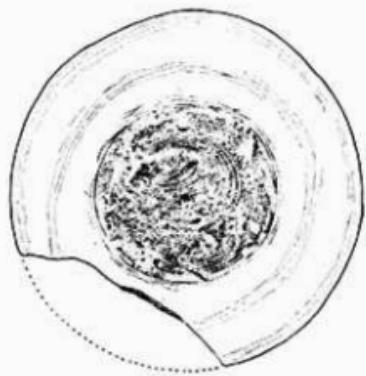
0 500m  
0 100m

图版第四

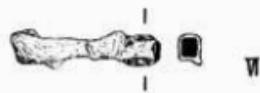
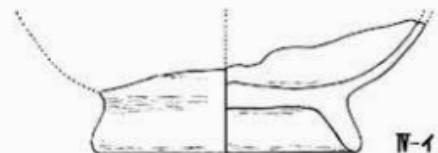
第二次充掘50分测图



圖版第五 出土土師器測図



圖版第六 出土土師器・鐵片測図



図版第七 出 土 須 恵 器 測 図



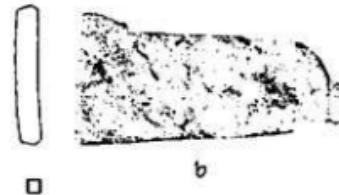
イ



イ



ロ



ロ



ハ

ハ



ハ



ニ



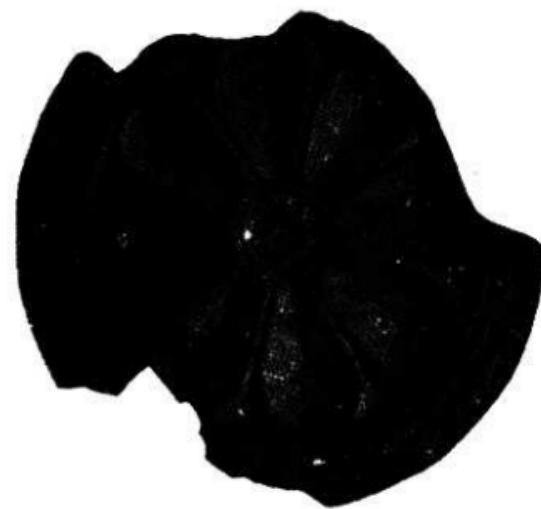
ニ



備考 aは表面、 bは裏面。

圖版第八

重弁蓮花文鑚瓦





圖版第一〇

重弁蓮花文鏡瓦

(故小田島藤郎氏収集品)

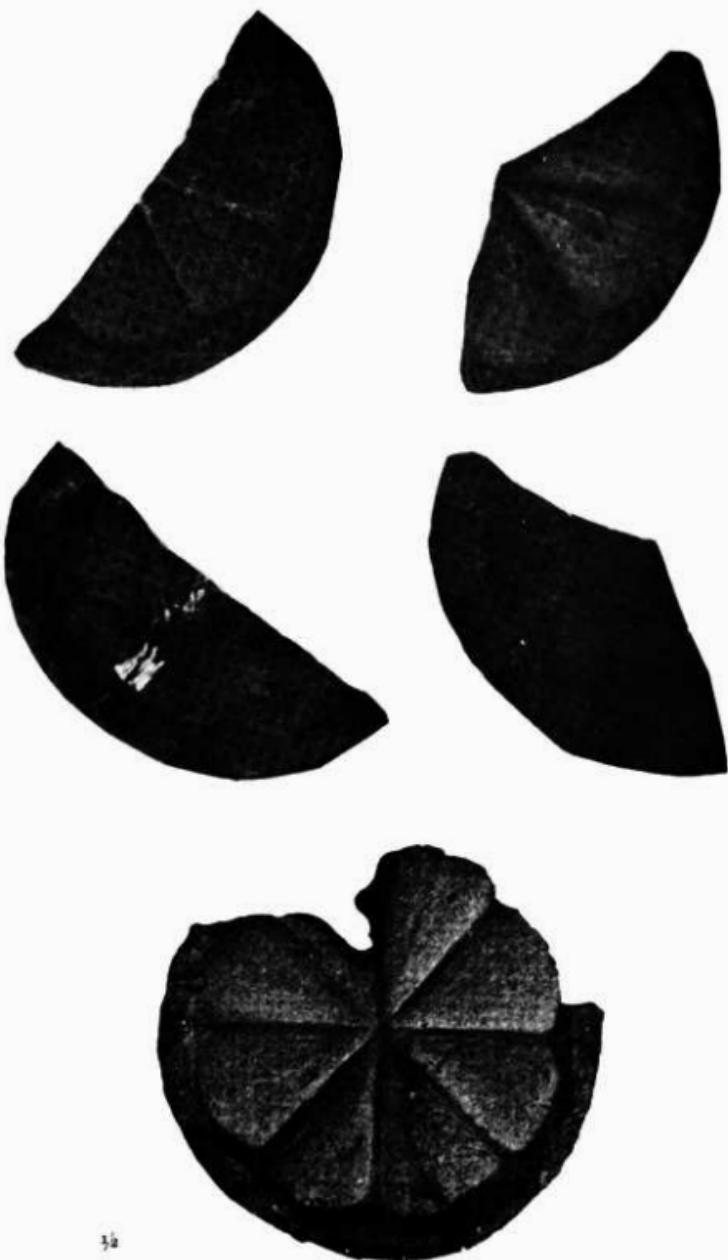


32

大

圖版第一一 素卉蓮花文鑽瓦

(下 故小田島保郎氏叢集品)



大  
孤

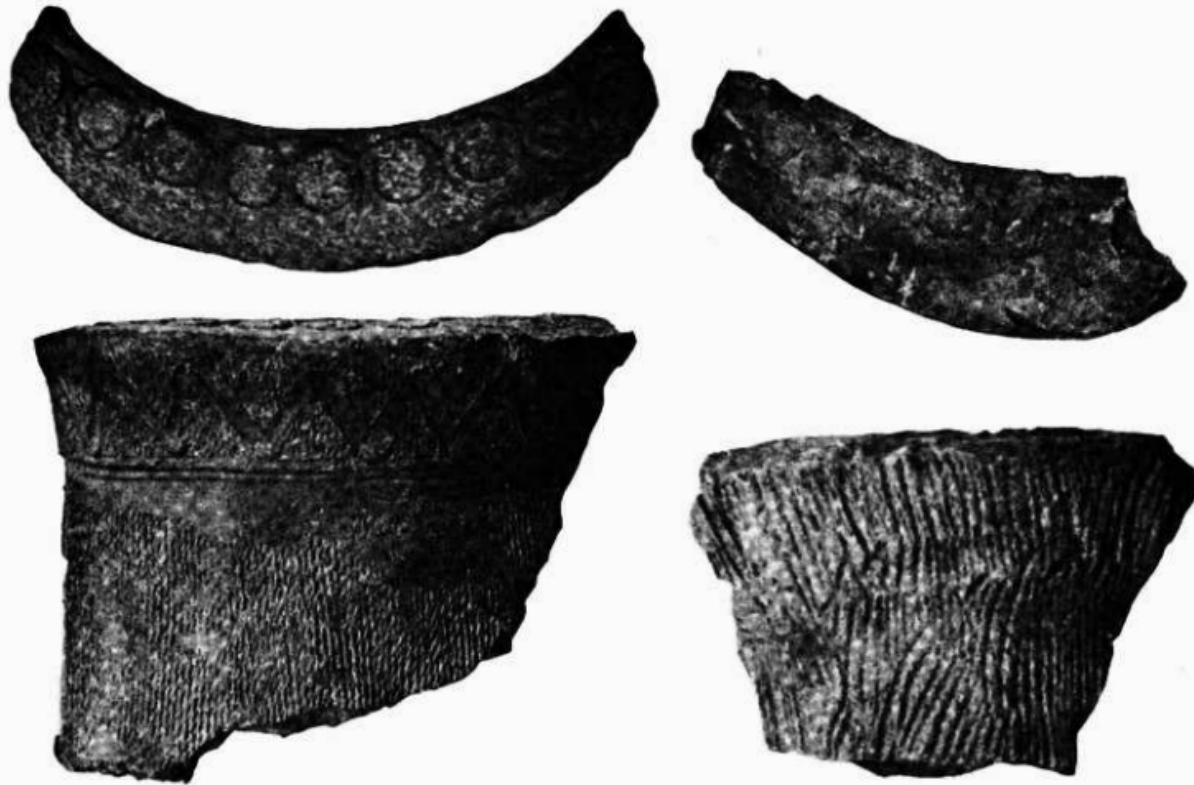
圖版第二  
連珠文字瓦第一類



約  
大

圖版第一三

連珠文字瓦第二類・無文字瓦



約  
大



圖版第一五

鬼板

板

(故小田鳥林郎氏収集品)

約大





図版第一七

第一次のA地域伐倒作業



写真の手前に、道路補修工事の跡、土探しした跡の断面がみえている。（第1次調査）

図版第一八

A 地域北側の濠跡



古瓦出土遺跡地の北限界をなす濠跡を東より西方に望む。

図版第一九

A 地域南半部の全面発掘状況A



東北よりみる。左下方から中央部の木の根の方向にかけて柱脚痕が3つみえ、左上方には住居址（南側のものの東北隅）が見える。右側に白くみえるのが湧水を流し出すために掘つた溝で、溝の右側に住居址（北側のもの）がある。（第2次調査）

図版第二〇

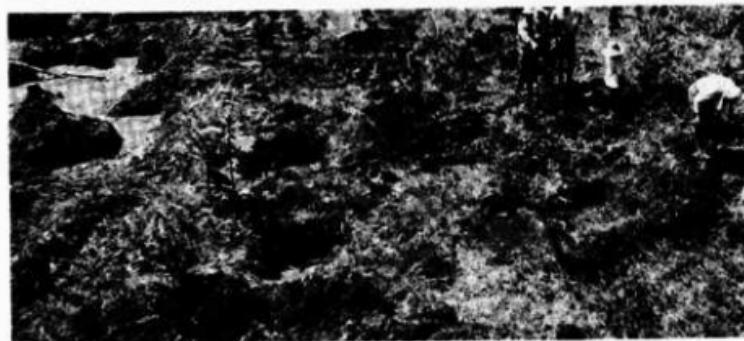
A 地域南半部の全面発掘状況B



南よりみる。（第2次調査）



北よりみる。 (第2次調査)



左上方に全面発掘した地域の一部がみえている。

東よりみる。 (第2次調査)

昭和四〇年一月二十日印刷  
昭和四〇年一月二十五日發行

岩手県教育委員会

印刷富士屋印刷所

盛岡市下ノ橋町二ノ九